

I 平城宮の調査

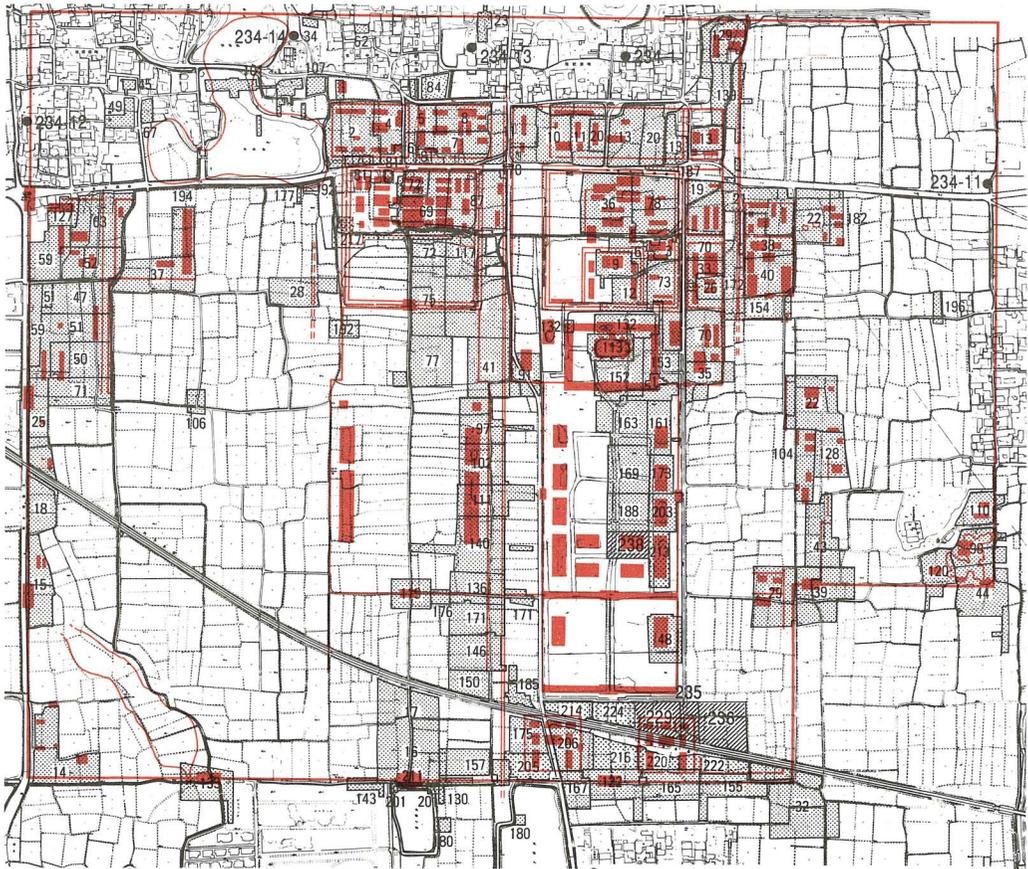


図1 1992年度平城宮内発掘調査位置図 1 : 10000

表1 1992年度 平城宮跡発掘調査一覧 (*は巻末別表に概要掲載)

調査次数	調査地区	地区名	面積(㎡)	調査期間	調査担当者	備考
229	式部省	6AAX・6AAH 6AAY・6AAI	2,400	4. 2～7. 9	小沢 毅	
235	式部省	6AAH・6AAI	1,200	9. 1～9. 24	巽 淳一郎	
236	式部省東官衙	6AAH・6AAI	3,300	10. 3～12. 26	中村 慎一	
238	朝堂院東第五堂	6AAV	2,400	1. 7～4. 8	岸本 直文	
* 234-1	平城宮内	6AAN	20	4. 6～4. 8	玉田 芳英	西川菊次宅
234-11	平城宮東面大垣	6ALB・6ALC	125	12. 1～12. 15	渡辺 晃宏	奈良市河川改修
234-12	平城宮西面大垣	6ADB	30	1. 27～2. 5	藤田 盟児	歓喜寺
* 234-13	平城宮内	6ABN	21	2. 10～2. 12	館野 和己	福島哲男宅
* 234-14	平城宮内	6ABN	27	2. 16～2. 19	毛利光俊彦	南本 彰宅

1 式部省の調査 第229・235次

1 はじめに

平城宮南面大垣にひらく壬生門の北側には、奈良時代後半に二つの官衙が東西に並立していた。西側が兵部省、東側が式部省である。これらは、1985年度の第165・167次調査によって、それぞれ区画南辺の築地を検出し、存在が明らかになった。その後、兵部省については、第175・205・206・214次と調査を重ねて、市道および線路敷の部分を除き、発掘調査は基本的に終了している。築地で囲まれた一辺250尺の正方形の区画で、内部は左右対称の建物配置をとる。また両省の間の中間の地域については、第216・224次調査により、宮内道路をはじめ、仮設建物や旗竿とみられる多数の独立柱穴を確認した。基本的には空闲地であるが、朝集院前面の空間利用を知るうえで、興味深い成果といえる。

一方、東側の式部省については、南半部の第220・222次調査に続き、1992年度に北半部の第229・235次調査を実施した。これによって、線路敷と水路部分などに未調査区を残すものの、式部省の発掘調査は一応完了したことになる。同省のほ

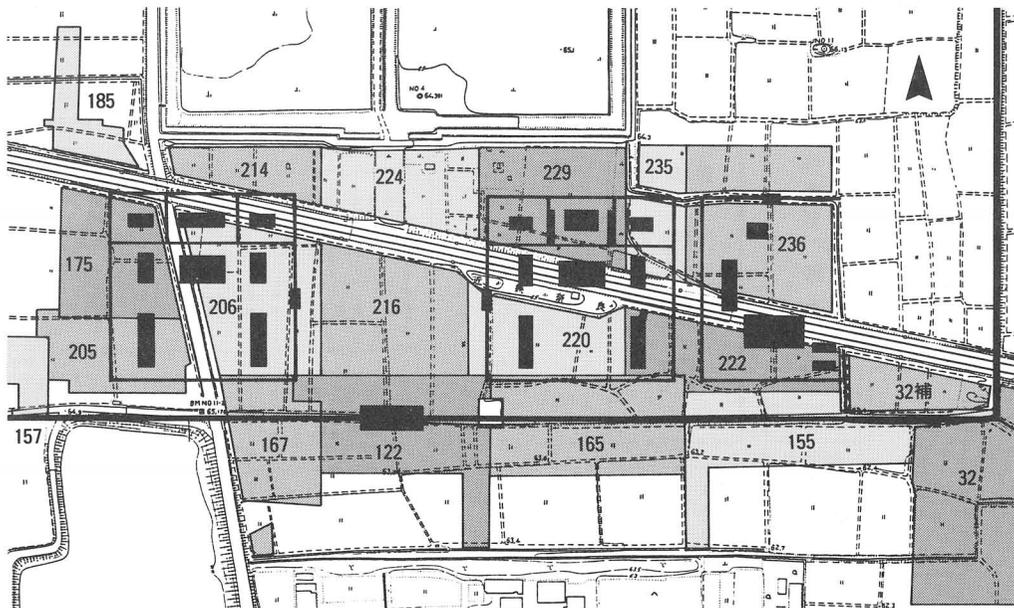


図2 平城宮南辺官衙の調査状況 1:3000

ば全容が判明し、同時に未調査部分を相互補完するかたちで、兵部省・式部省の正確な復原が可能となった。この中で、両省の細部にわたる異同とともに、従来の兵部省復原を改訂する必要性が明らかとなっている。

2 調査地の地形と基本層序

平城宮内裏および第二次大極殿・朝堂院地区は、市庭古墳（平城天皇楊梅陵）の載る舌状の尾根上に位置する。これは砂礫を主体とした硬質の洪積層からなるが、この尾根はほぼ朝堂院地域で終わり、朝集院およびその南方には沖積層が広がっている。兵部省・式部省などの平城宮南辺官衙は、基本的にこの沖積層の上に造営されたものである。今回の調査地における地形は、北西から南東に向けて緩やかに傾斜しており、西隣の第224次調査区からつづく微高地の末端にあたる。調査区内には、南半部を中心に、広く平城宮造営時の整地土が認められるが、それほど厚いものではない。隣接地域の弥生時代の遺構の残存状況からみても、平城宮造

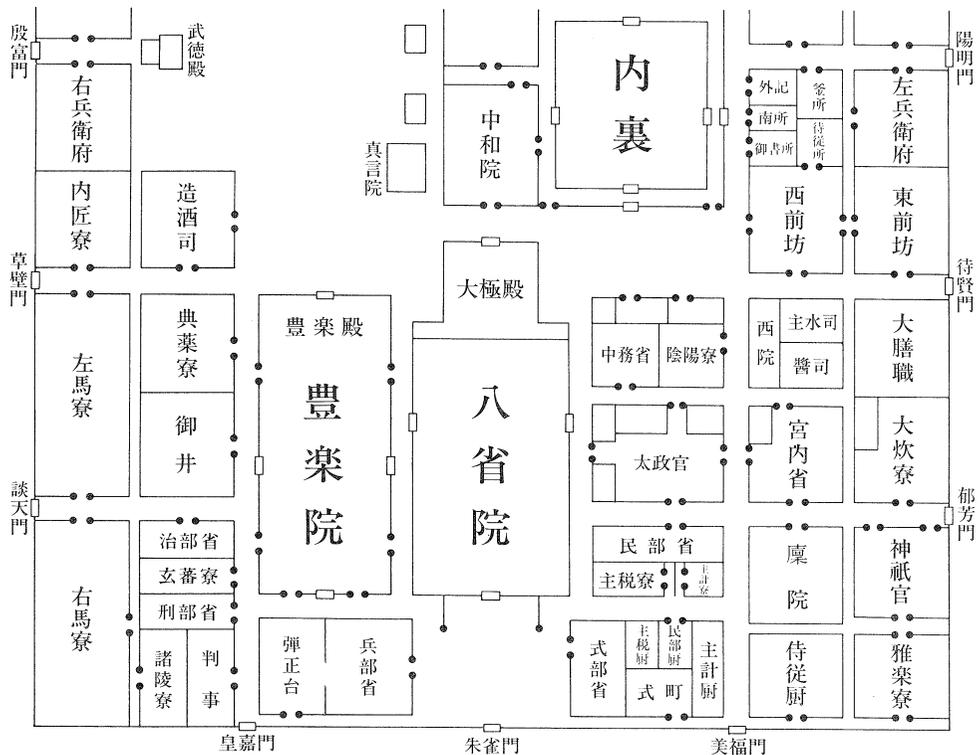


図3 平安宮宮城図（南半部） 陽明文庫本・九条家本「延喜式」所収図による

宮に伴う地形の改変は、このあたりでは比較的少なかったようである。

調査地の層序は、厚さ30～40cmの整備盛土を除くと、旧水田耕土と床土があり、その下が多量の遺物を含む厚さ10cm内外の灰褐色砂質土となる。この地域を耕地化した際の古い水田耕土であろう。た



図4 第229次調査区全景（東から）

だし、後述する式部省正殿のように、耕土直下が基壇土となる場合もある。平城宮の遺構の多くは、この灰褐色砂質土の下の整地土またはベースの上面で検出した。遺構面の標高は、西側の第229次調査区の西北隅が63.6mと最も高く、同じく東南隅で63.1m、もっとも低い東側の第235次調査区の東南隅が62.9mである。

整地土には二種類あり、奈良時代後半の式部省造営に伴う暗灰色砂質土（上層整地土）と、平城宮造営に伴う灰白色砂質土ないし粘質土（下層整地土）に分けられる。ただ、後者が10cm前後の厚さを持ち、調査区南半を中心とする広い範囲に及ぶのに対し、前者はごく薄く、部分的にしか認められない。

整地土の下は、奈良時代のベースである。上から暗灰褐色混砂粘土、灰黒～暗茶褐色混砂粘土、淡灰褐色粗砂、淡青灰色細砂、暗灰～灰褐色粗砂、灰黒色粘土の順で堆積するのを標準とする。このうちはじめの二つは、弥生時代の遺物を含んでいる。ただし、今回の調査区は平城宮関係の遺構が非常に稠密なため、式部省内部については、下層整地土の除去および弥生時代の遺構掘削は行わなかった。しかし、ベースのあらわれている式部省の北側においても、弥生時代の遺構は稀薄で、少数の土坑が存在するにすぎない。第224次調査区で認められたような住居の集中は、今次調査区には続かないようである。なお、このほか奈良時代以前に遡るものとしては、第229次調査区の東北部で検出した斜行溝群がある。

3 式部省関連の遺構（奈良時代後半）

今次調査で検出した平城宮の遺構は、天平17年（745）の平城還都後に造営された式部省に関連するものと、奈良時代前半のものに大別される。説明の便宜上、式部省関連の遺構から述べることにしたい。

正殿SB15100 中軸線上にのる東西棟の礎石建物であり、北辺と東辺の一部を検出した。灰白色粘質土（下層整地土）の上に厚さ約20cmの橙褐色の基壇土が残る。掘込地業や版築は認められない。基壇周囲には、底に塼を敷き、両側に塼を立て並べた雨落溝をめぐるしている。側面の塼を据えるために、雨落溝の両肩の部分は一段深く掘りこむが、塼のほとんどは失われている。北面には二箇所階段の張り出しがあり、その位置と幅から、桁行5間（60尺=12尺×5）の建物が復原される。兵部省正殿については後述するが、それと同様に南側柱列を東西第一堂南妻と揃えていたとすると、梁間は4間（32尺=8尺×4）と推定することができる。南北二面廂の切妻屋根であろう。礎石据付穴や抜取穴は遺存しないが、逆にこの点から、当初の基壇はかなりの高さを有していたと判断することができる。なお、北辺の雨落溝の延長は、階段の基部を縦貫するかたちで東西方向に通っており、それを埋めた後に、あらたに階段の張り出しにあわせて雨落溝を掘削したことが判明した。建設時の施工手順を示すものである。

踏石SX15105 正殿背後（北側）で検出した凝灰岩切石列。東西約28mにわたって確認したが、さらに両側に延びるとみられる。50×25cm（厚さは現状で約6cm）ほど

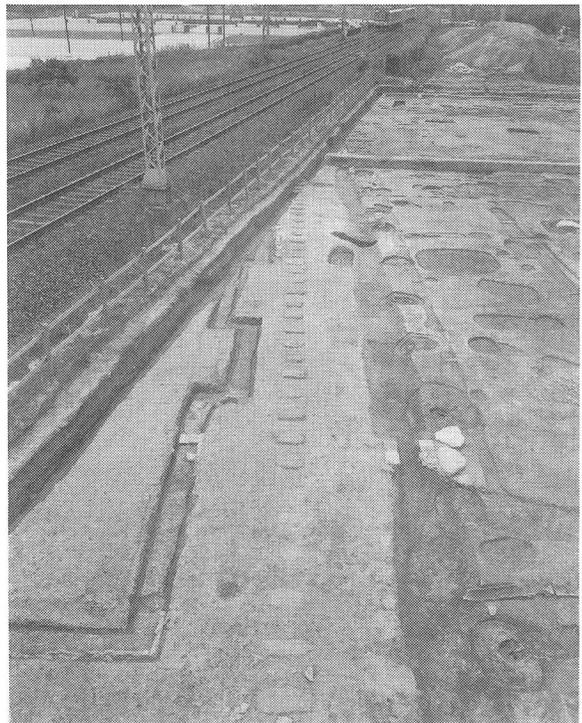


図5 式部省正殿SB15100（東から）

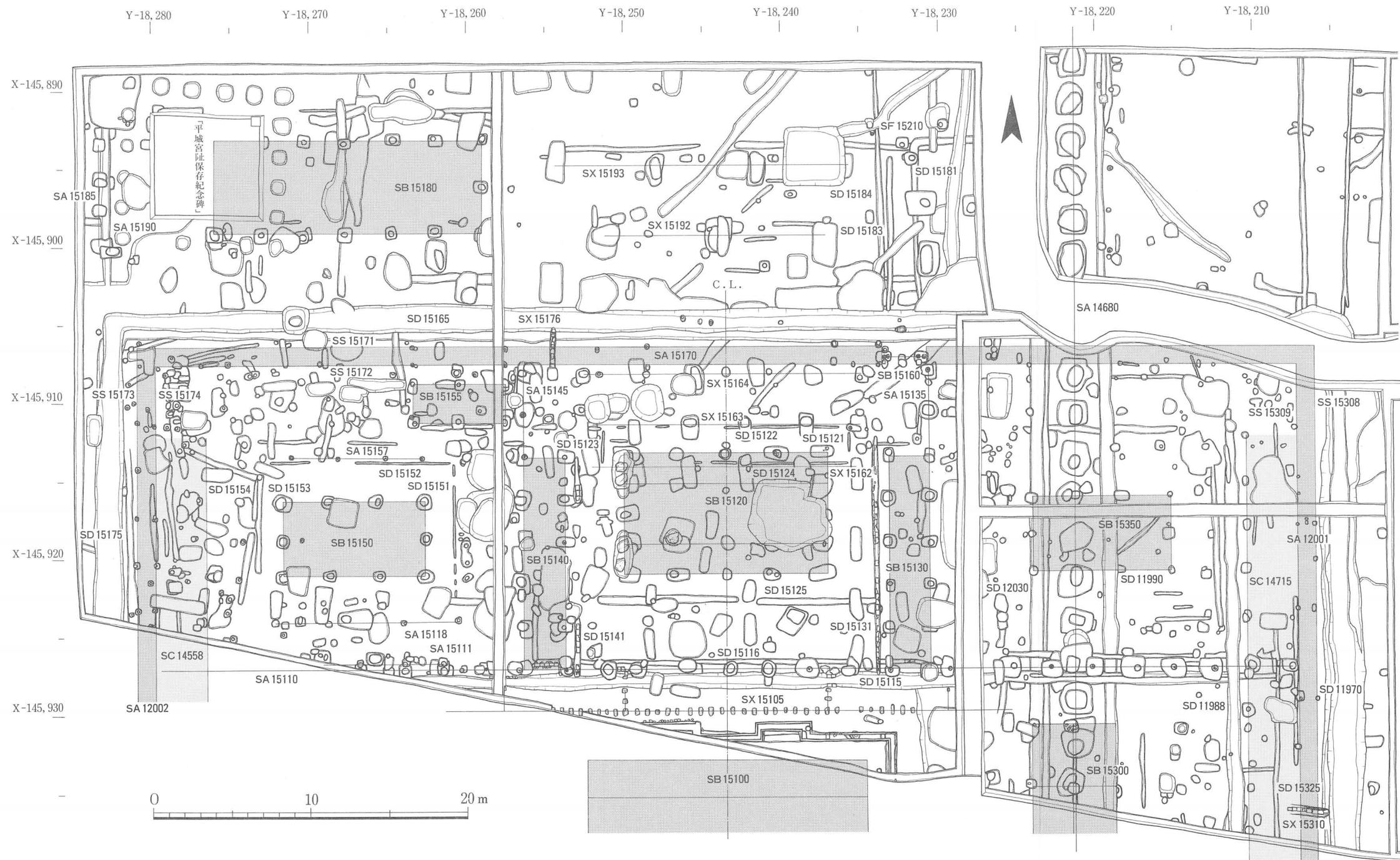


図6 第229・235次調査 遺構図 1:300

の切石を、2尺程度の間隔をおいて据えつけたもの。中軸線をはさんで対称の位置に4箇所、北へ折れる部分があり、SD15115をわたる橋台遺構に接続する。上を歩くための踏石とみてよい。この種の明確な踏石列としては、平城宮初出である。第216・220次調査で検出した、式部省西門（正門）から門の中軸線上を西に延びる凝灰岩切石列SX14444についても、同様の性格を想定すべきか。

東西塀SA15110 式部省を南北に二分する東西塀である。直径27cm（9寸）前後の掘立柱列として検出した。廊状建物の雨落溝SD15131・SD15141と東面築地の当初の雨落溝SD15325が、この下をくぐる部分で暗渠となっていることから、掘立柱を芯とした土塀と推定される。規模は異なるが、藤原宮の大垣に類した構造であろう。なお、SX15105から北に分岐する4列の踏石のうち、少なくとも西側の3列は、この東西塀の柱と柱の間に相当する（東端の踏石の延長の柱は掘形が浅く、SA15110本体のものとは考えがたい）。西端の踏石の延長部で、東西塀本体の柱を据えた後、内側に別の柱を立てていることからみても、それぞれ扉が設けられていたものと思われる。また、西端の3柱穴では、北側に小型の柱穴が重複する（SA15111）。柱位置が対応することから、支柱と考えておく。

東西溝SD15115 東西塀SA15110の南雨落溝である。幅1.0m内外、深さ25cmほどの規模で、埋土は上層（灰色砂）・下層（淡灰褐色砂質土）に分けられる。上記のように、SX15105から北へ分岐する踏石の延長がこれをわたる部分には、橋台が設けられている。基本的には、溝の両肩に石や塼を据えて、その上に板を渡す構造が復原される。

東西溝SD15116 東西塀SA15110の北側を並行する幅約20cm、深さ3cm前後の細い溝。位置的には北側の雨落溝に相当するが、SA15110の柱掘形がこの溝の埋土を切っていることから、そうした想定は成り立たない。一方、溝の位置は式部省北面築地心から19.6m（66尺）南にあたり、この距離は兵部省における北面築地と東西塀SA13020間の距離と一致する。後に述べるように、式部省の場合はその間隔を最終的に68尺に設定したと思われるが、それを設計変更とみれば、この溝の位置は当初計画におけるSA15110の位置であったと考えることができる。ここで

は式部省造営時の地割溝とみる試案を提示しておきたい。

後殿SB15120 正殿の北方、中軸線上に位置する東西棟礎石建物。基壇の大部分は削平されていたが、ほとんど全ての礎石据付穴を検出することができた。この点から、基壇高が正殿に比べてかなり低いものであったことは間違いない。桁行4間（44尺＝11尺×4）、梁間4間（6.5尺×4）の規模をもつ南北二面廂の切妻造りである。中軸線上に柱が立つ建物ということになる。なお、両輝石安山岩（カナンボ）の礎石3個、黒雲母花崗岩と流紋岩質凝灰岩の礎石各1個の、あわせて5個の礎石が遺存していた。原位置を保つものはないが、すぐ傍らに穴を掘って落とし込んでおり、当初どの柱に用いられていたのかは明らかである。また、基壇北辺と東西両辺の一部には、建物からそれぞれ5.5尺・4.5尺離れた位置に、幅10cmほどの細い溝が残る（SD15121～SD15123）。建物の東北角・西北角と対応するかたちで屈折する点とあわせて、後殿基壇外装の塼を立てならべた痕跡と考えられる。こうした塼据付溝は、西北殿SB15150でも認められた。ただし、後殿では、北辺の溝SD15122の8尺南にも同様の溝が存在する（SD15124）。これを当初の基壇北縁とすれば、後殿の北廂はのちに付加されたことになるが、SD15122に比べて浅く、遺存状況はよくない。この溝が西北殿SB15150基壇北縁の塼据付溝と東西に正しく揃っていることとあわせて、施工当初の計画線であったと考えておきたい。実際の施工段階で、北側の位置に掘り直されたのであろう。なお基壇南辺の東西溝SD15125は、後殿の南雨落溝とみられる。

廊状建物SB15130・南北塼SA15135 後殿の東西には、左右対称に廊状建物と塼が設けられて、後殿の建つ空間を閉じる。SB15130は、東側の廊状建物。桁行5間（45尺＝9尺×5）、梁間1間（9尺）の南北棟掘立柱建物である。西側には、平瓦凹面を上にして敷きならべた雨落溝（SD15131）を設ける。これは、南流してSD15115に注ぐが、東西塼SA15110の下をくぐる部分は、丸瓦を用いた暗渠となっている。南北塼SA15135は、SB15130の東側柱列から北へのびる掘立柱塼である。北門脇で北面築地へ接続する。

廊状建物SB15140・南北塼SA15145 後殿西側の廊状建物と南北塼である。規模や

構造は、東側のものと同一。廊状建物の東側には、やはり平瓦を敷きならべた雨落溝（SD15141）を設けている。SA15110の下をくぐる部分は、丸瓦を伏せた暗渠となる。南北塀SA15145は、廊状建物SB15140の西側柱列から北へのびて、北面築地にとりつく。

西北殿SB15150 廊状建物を隔てて、後殿の西側に建つ東西棟礎石建物である。桁行3間（30尺＝10尺×3）、梁間2間（16尺＝8尺×2）の規模で、低い基壇を有する。掘込地業や版築は認められない。基壇上の全ての礎石据付穴・抜取穴を確認することができた。基壇の東縁および北縁には、後殿の場合と同様の細い溝が残り（SD15151・SD15152）、基壇外装の塼を据え付けた痕跡と考えられる。西辺の2本の溝（SD15153・SD15154）は、いずれかが西雨落溝となる可能性がある。南辺と北辺で検出した東西方向の2条の小柱穴列（SA15118・SA15157）は、西北殿の建設や解体に伴う足場とみるにはやや遠く、性格不明。

東北殿SB15350 式部省の中軸線をはさんで、西北殿と対称の位置で検出した。規模・構造ともに西北殿と同一だが、基壇は完全に削平されており、遺存状況はきわめて劣悪である。

東第一堂SB15300 正殿SB15100の東で検出した、南北棟礎石建物である。やはり基壇は完全に削平されており、遺存状況はよくない。北妻およびその1間南側の柱列を確認し、桁行3間（40尺＝13.3尺×3）、梁間2間（18尺＝9尺×2）と復原することができる。式部省の第一堂としては初めての検出。建物内部の棟通りにも柱をおく総柱の構造であり、東西第二堂と共通する。ただし、第二堂で確認されている掘立柱の土廂をもたない。

小型建物SB15155 西北殿の北東で検出した、小型の東西棟掘立柱建物である。桁行2間（20尺＝10尺×2）梁間1間（8.5尺）で、北面築地と南北塀SA15145にごく近接した位置を占める。

北門SB15160 北面築地にひらく掘立柱の棟門である。式部省の中軸線上ではなく東に偏しており、廊状建物SB15130の北に位置する。直径31.5～33.0cmの親柱を約9尺間隔で立て、内側に角材の小柱を据える。後者は方立に類するものであろう。

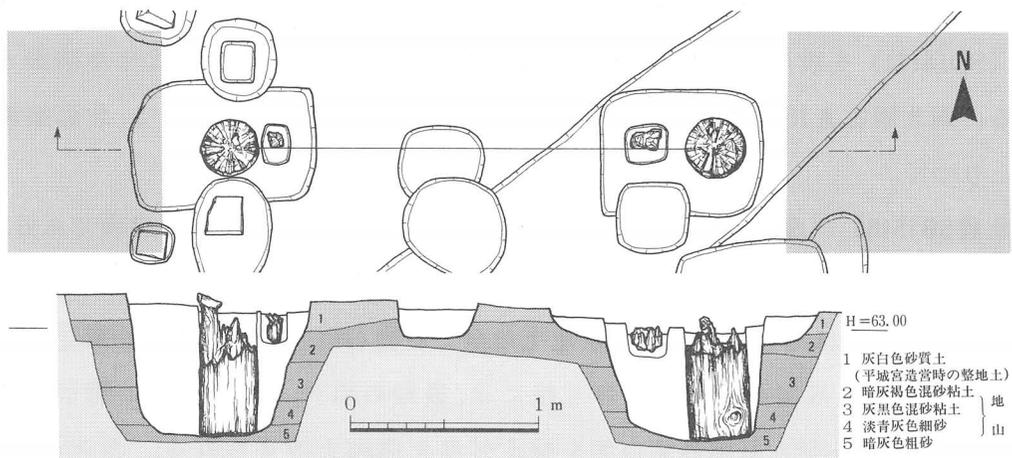


図7 式部省北門SB15160 1:40

ともに柱根を残しており、移建に際して切断したものとみられる。樹種は、いずれもヒノキである。また、西側の親柱の南には塼が遺存しており、対応する北側にも塼を置いた痕跡がある。門の控柱を据えたものと考えられる。これらの西側には、築地の寄柱を据えた塼が遺存し、上面には赤色顔料が付着していた。寄柱が赤く塗られていたことを示すものである。

北面築地SA15170 式部省北面の築地を、ほぼ全長にわたって検出した。築地本体の積土は削平によって失われており、両側の添柱列（SS15171・SS15172）が部分的に残る。また上記のように、北門の西側では、寄柱を据えた塼が一部遺存している。添柱の間隔は約4尺であり、この点は遺存状況のより良好な東面・西面の築地においても同様である。なお、北面築地には片廂廊は伴わない。

北面築地外周溝SD15165 北面築地の外側の東西溝である。幅1.5～2.0m、深さ約35cmで、南肩は二段となる。溝底は西から東に向って傾斜する。溝の埋土は、下部の自然堆積（多くは灰白色砂と暗灰色砂の互層）と、上部の人為的埋土とに分けることができる。後者は、築地を切り崩した黄灰色粘土ブロックを多量に含み、下面（自然堆積層上面）近くには、大量の瓦や礫が遺棄されていた。また、北門SB15160の北側の部分では、ちょうど北門の中軸線にのるかたちで、溝の南肩に凝灰岩切石が据えられている。橋台としての機能が想定される。

瓦組暗渠SX15176 北面築地の下をくぐる南北方向の暗渠である。幅35cmほどの溝の底面に、凹面を上にした平瓦を敷きならべ、凸面を上にした丸瓦と平瓦をかぶせる。築地南側の式部省内の水を外周溝に導くための施設であるが、北面築地南側の雨落溝は遺存しない。

西面築地SA12002・片廂廊SC14558 やはり築地本体は失われており、両側の添柱列（SS15173・SS15174）を確認したにとどまる。添柱の柱穴は比較的遺存状況がよく、南北方向に10尺の間隔をおいて規則的に検出された。東西の間隔は4尺であり、兵部省の築地が基底幅5尺を有するのに比べて、明らかに狭い。なお、線路をはさんで南側の第220次調査区では、のちに片廂廊SC14558を西面築地の内側に付加したことが判明している。しかし、今回の229次調査区では、廊の礎石据付穴や対応する雨落溝を確認することができなかった。東面との対応からは存在が推定されるので、削平により消失したものと考えておく。

西面築地外周溝SD15175 西面築地外側の南北溝である。幅・深さはSD15165とほぼ等しく、埋土の状況も共通する。溝底は北から南に向って傾斜している。

東面築地SA12001・片廂廊SC14715 築地の本体は失われており、両側の添柱列（SS15308・SS15309）を部分的に確認した。添柱は、南北10尺またはその倍数の間隔をおいて検出され、東西間隔は4尺である。当初の区画施設は築地のみであったが、のちに片廂廊SC14715を築地の内側に付加している。東面築地心から13尺西側で、南北に片廂廊の礎石据付穴を検出した。遺構面から据付穴底面までの深さが浅く、遺存状況はよくない。築地心の西約7尺の位置にある細い南北溝SD15325は、築地だけの時期における西側の雨落溝。廊の礎石列の西側の幅0.8～1.0mの南北溝SD11988は、片廂廊の時期の雨落溝である。

東面築地外周溝SD11970 東面築地の外側の南北溝である。幅2.0～2.5m、深さ約50cmと、北面や西面に比べてやや大きい。溝底は北から南へ向って傾斜しており、北面築地外周溝との接続部は、水流によって東側がえぐられている。

瓦組暗渠SX15310 東面築地の下をくぐる東西方向の暗渠である。幅50cmほどの溝の底面に、凹面を上にした平瓦を敷きならべ、凸面を上にした平瓦をかぶせてい

る。東端部のみは、上下の平瓦の間に丸瓦をはさむ。式部省内の水を外周溝に導くための施設であり、片廂廊の時期のものと考えられる。

掘立柱建物SB15180 式部省の北におかれた桁行6間、梁間2間（20尺＝10尺×2）の東西棟建物である。桁行柱間は10尺を基本とするが、東妻から数えて2・4・5間めは9尺に近く、総長も60尺とみるにはかなり無理がある。同様の建物は、兵部省の北側でも2棟検出されており、そのうち西側のもの（SB14105）は、建物心が兵部省の中軸線と正しく一致し、兵部省との併存が想定される（『1990年度平城概報』の復原では中軸線が一致しないが、これは兵部省後殿の復原が正確でないことによる）。式部省のこの建物についても、建物心が西北殿SB15150とほぼ東西に揃うことから、式部省に関連するものと考えておきたい。なお、式部省においては、兵部省のような中軸線上にのる掘立柱建物は存在しない。

南北塀SA15185・SA15190 前記の掘立柱建物の西側にある掘立柱塀である。ともに南北には続かず、西接する第224次調査区でも対応する柱穴は認められない。SB15180の西妻をふさぐ位置に存在することから、目隠し塀と推定しておく。建て替えが行われており、SA15185が古く、SA15190が新しい。

南北道路SF15210 北門SB15160から北側にのびる宮内道路である。門の中軸線と心を揃えている。SD15181は東側溝で、北へ約10mのびたのち、東に折れる。西側溝にあてうるものは、SD15183・SD15184の2本あり、改作が想定される。後者は調査区の北へ続く。

4 式部省に先行する遺構（奈良時代前半）

南北塀SA14680 大型の掘立柱塀であり、両側に溝SD11990・SD12030を伴う。藤原宮の大垣に類した構造と考えられる。途中未調査の部分があるが、南北18間分を検出した。柱間寸法は平均2.55m（8.5尺）である。一辺1.5mを越える不整形の掘形をもち、柱はすべて抜き取られている。抜取穴下部の収束状況から復原される柱径は、40cmに近い。この塀の位置は、式部省東第一堂の棟通りとほぼ一致するが、厳密にはわずかに東へずれる。東第一堂の棟通りは、式部省中軸線から74尺東にあり、壬生門中軸線からの距離は329尺と推定されるのに対し、先行するSA

14680は、330尺（275大尺）東に設定されているためであろう。奈良時代前半においては、SA14680を東面の塀とする東西660尺（550大尺）の大規模な区画が朝集院前面に存在することが指摘されている（『1991年度平城概報』）が、それを裏づけるものとみられる。なお、両側の溝SD11990・SD12030は、ともに幅約1.0m、深さ30cm前後の規模を有しており、埋土は下部の暗灰褐色砂質土、上部の淡灰褐色砂質土に二分することができる。



図8 南北塀SA14680（北から）

儀式用旗竿群 南北塀SA14680の西側には、奈良時代前半に溯る明確な建物は存在しない。かわって、建物としてはまとまらない多数の柱穴群を検出した。ほとんどが長径1.5～2.0m、短径0.8～1.2mの細長い平面形をもち、深さは30～50cmと浅い。SX15162～SX15164や、SX15192・SX15193のように、東西に規則的に並ぶものもみられる。式部省の中軸線に対してほぼ対称となるものもあり、式部省関連の施設も含まれる可能性があるが、明確にそれとわかる例はない。逆に、SX15162～SX15164は、式部省の遺構と重複することから、それらに先行することが明らかであり、他の大多数の柱穴についても、式部省造営に伴う上層整地土が上を被覆することから、式部省以前と判断される。これらは、旗竿の掘形内部の土が他に比べて軟質なため、上を覆った土がその部分だけ沈みこんだものである。後殿SB15120基壇に重複する旗竿については、同様に、掘形埋土上部に後殿の基壇土の沈みこみが認められた。

5 遺物

遺物の大半を占める瓦塼については、種類と数量を表2・3に示す。軒瓦において卓越するのは、軒丸瓦6282型式－軒平瓦6721型式の組合せである。軒丸瓦で

はとくに6282F・Hが多く、軒平瓦は6721Fがめだつ。これに次ぐのが、6225型式－6663型式の組合せであり、ともに奈良時代後半の式部省に葺かれたものと考えられる。軒瓦以外の丸・平瓦の出土量が多いのは、式部省の建物群が基本的に総瓦

表2 第229次調査出土瓦集計表

軒 丸 瓦			軒 平 瓦			道 具 瓦 ・ 文 字 瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	鬼 瓦	1
6 0 1 1	C	2	6 5 7 2	C	1	刻 印 瓦	1
6 1 3 3	K a	1	6 6 4 1	C	1	埴	
	?	1	6 6 4 3	E	1		
6 2 2 5	A	4	6 6 6 3	C	1	重 量	490.3kg
	C	1		?	5	点 数	1,036
	?	2	6 6 6 4	C	1	丸 瓦	
6 2 3 3	B	1	6 6 6 8	A	2	重 量	1,637.0kg
6 2 7 5	D	2	6 6 8 2	?	1	点 数	12,388
	I	1	6 6 8 5	B	1	平 瓦	
6 2 8 2	F a	1		E	1	重 量	4,642.7kg
	G	8		?	1	点 数	
	H	7	6 7 2 1	C	1	平 瓦	
	?	6		D	3	重 量	
6 3 0 8	C	1		F	5	点 数	
6 3 1 1	?	1		?	6	平 瓦	
型式不明		27	6 7 7 5	A	1	重 量	
			型式不明		3	点 数	
軒 丸 瓦 計		66	軒 平 瓦 計		35	点 数	43,315

表3 第235次調査出土瓦集計表

軒 丸 瓦			軒 平 瓦			埴	
型式	種	点数	型式	種	点数	重 量	93.9kg
6 2 2 5	A	1	6 6 4 7	E	1	点 数	107
6 2 7 4	A a	1	6 6 6 3	?	2	丸 瓦	
6 2 7 5	D	1	6 6 6 4	F	1	重 量	969.7kg
6 2 8 2	G	2	6 7 2 1	F	4	平 瓦	
	H	4		?	1	重 量	
6 2 8 4	F	1	軒 平 瓦 計		9	点 数	7,242
6 3 0 4	A	1	道 具 瓦 ・ 文 字 瓦			平 瓦	
6 3 1 1	A	2	鬼 瓦		2	重 量	2,761.8kg
	?	1	点 数			平 瓦	
型式不明		2	筥 書 瓦		1	重 量	
軒 丸 瓦 計		16	点 数			点 数	22,962

葺であったことを示すものであろう。また塼の数量がかなり多いが、これは、式部省正殿をはじめとして、後殿・西北殿・東北殿の基壇外装が塼を用いていたとする想定を裏づけている。須恵器・土師器をあわせて約50箱が出土。

弥生時代の遺構については今回掘り下げを行っていないが、安山岩製の石鏃や剥片など、当該期の遺物が約90点出土した。いずれも本来の遺構に伴うものではなく、灰褐色砂質土を中心とする上部の包含層や奈良時代の遺構に二次的に含まれるに至ったものである。

6 奈良時代後半の式部省・兵部省の復原

今年度の調査により、奈良時代後半の式部省のほぼ全容が判明した。この成果に基づき、兵部省に関しても従来の復原を訂正する必要性が生じている。以下、兵部省との異同に触れながら、両省の建物とその配置について整理しておきたい。

位置と区画規模 式部省と兵部省は、壬生門の中軸線から130尺隔てた位置に、それぞれ西面と東面の築地心をおく。また南面築地心は、ともに平城宮南面大垣心から45尺北におかれている（『1990年度平城概報』）。宮南面大垣と北側に想定される朝集院南限との距離は、心々間で350大尺（420尺）と復原される（井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集Ⅶ』1984年）ので、北面築地と朝集院の間隔は、125尺となる。築地区画の規模は、兵部省の東西長が実際にはやや長い、いずれも築地心々間で250尺として計画されたものと考えられる。

正殿 式部省正殿の確認は、今回の調査における最大の成果である。桁行5間、梁間4間の東西棟礎石建物で、総長はそれぞれ60尺（12尺×5）、32尺（8尺×4）と推定される。これをふまえて兵部省の遺構を再検討すると、実際には正殿の南と北の雨落溝にあてうる2条の東西溝SD13765・SD13775が存在することがわかる。南側の溝は東西第一堂の南雨落溝と揃っており、これを境として礫敷が北へ続かないこと、溝内に正殿の基壇外装に由来するとみられる凝灰岩片が多量に含まれていることとあわせて、この間に正殿が存在したことは疑いない。式部省正殿と同じく桁行5間、梁間4間の東西棟と推定される。後述する後殿との関係においても、桁行総長と柱間は式部省正殿と一致する（60尺＝12尺×5）とみてよいが、溝

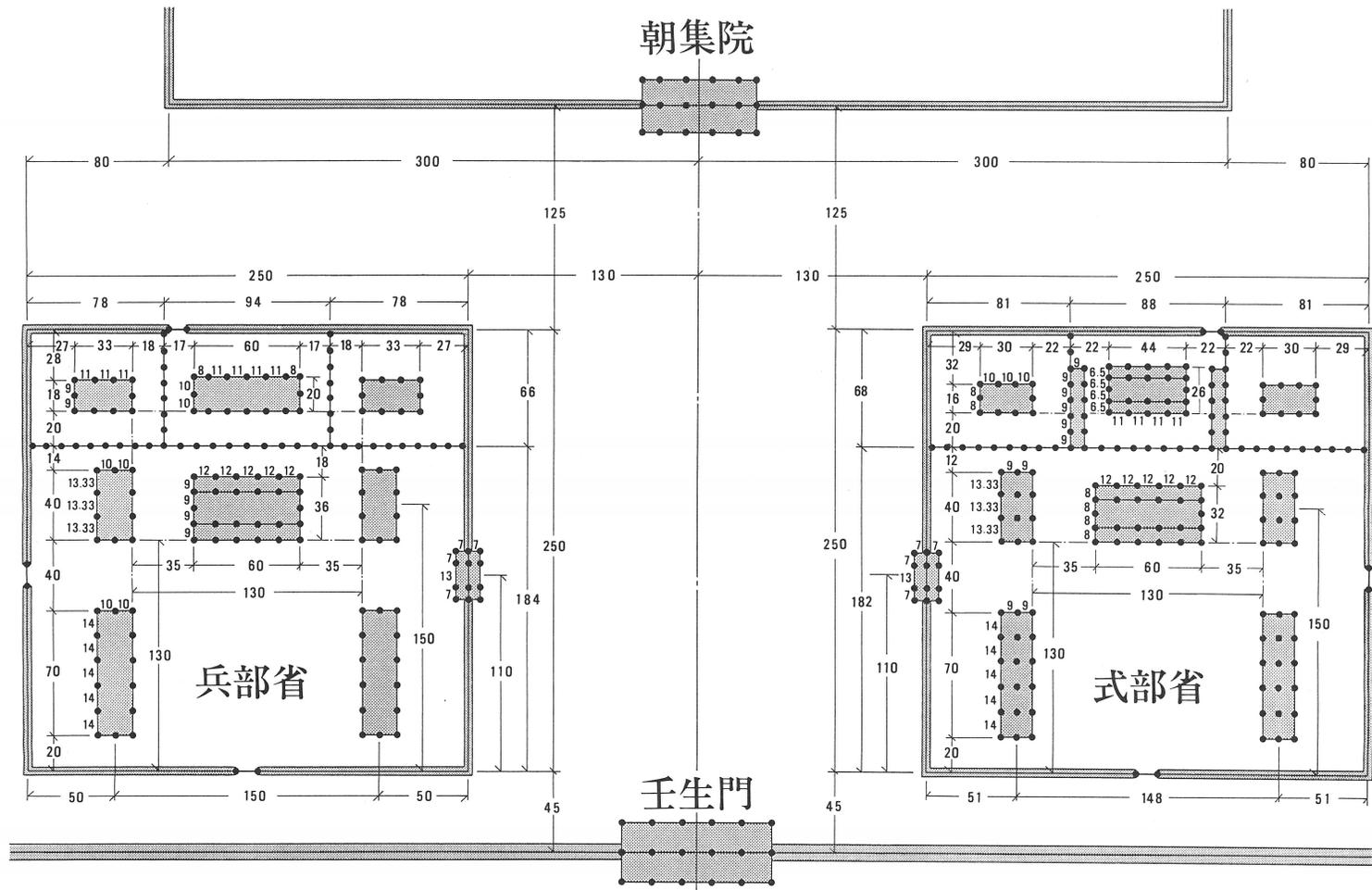


図9 奈良時代後半の式部省・兵部省の復原 数字は尺

間の距離からすると、梁間の柱間は1尺ずつ大きく、総長36尺（9尺×4）と復原するのが妥当である。いずれも、正殿以外の建物が礎石据付穴をとどめるのに対し、そうした痕跡が完全に失われていることから、かなり高い基壇を有していたと考えられる。なお、式部省正殿は、北側の3棟とともに基壇外装に磚を用いており、両者の基壇外装が異なっていたことは間違いない。

後殿 今回の成果によって、兵部省で従来「北方建物」と呼称した礎石建物は、後殿であることが明確となった。また、この建物は桁行5間と復原されているが、兵部省の遺構図を集成して再検討すると、中軸線上に柱がくる桁行6間の建物であることが判明した。柱間は、桁行の中央4間が11尺、両端が8尺の総長60尺である。梁間は10尺等間の2間で、総長20尺。これに対して式部省後殿は、桁行4間（44尺＝11尺×4）、梁間4間（26尺＝6.5尺×4）と、規模を異にする。兵部省後殿の桁行両端の柱間を取り去り、南北に廂を付けた形である。式部省の場合は、後殿左右に廊架建物をおいたことと関連するのであろう。ただ梁間の柱間寸法に差があるため、建物の床面積は兵部省後殿が1200平方尺、式部省後殿が1144平方尺と、ほぼ拮抗した数値を示している。

東西塀 正殿と東西の第一堂・第二堂の建つ南側の空間と、後殿・東北殿・西北殿の建つ北側の空間を分ける。兵部省の場合、この塀の位置が北面築地心から66尺南にあることは、ほぼ間違いない。一方、式部省では、同位置に地割溝と想定される東西溝が存在するものの、実際の塀の位置は北面築地心から68尺南におかれたと考えられる。兵部省にくらべて後殿の梁間総長が大きくとられたための措置であろう。後殿・東北殿・西北殿の南側柱列は、両省ともに、東西塀の20尺北にある。正殿北側柱列と東西塀の間隔は、式部省が20尺であるのに対し、兵部省は18尺。東西第一堂北妻との間隔は、式部省12尺に対し、兵部省14尺である。

東西第一堂 桁行3間、梁間2間の南北棟礎石建物である。桁行は、13尺等間で総長39尺とする復原がある（『1990年度平城概報』）が、正殿との関係や東西塀との間隔を含めた全体の配置からみると、総長40尺を3間に割ったと考える方がよい。南妻を正殿の南側柱列と揃える。梁間は、兵部省が10尺等間、式部省は9尺等間であ

る。後者は、建物内部の棟通りにも柱をもつ総柱建物で、構造を異にする。

東西第二堂 桁行5間、梁間2間の南北棟礎石建物である。桁行は14尺等間の総長70尺で共通するが、梁間は兵部省が10尺等間であるのに対し、式部省は9尺等間である。また、後者は第一堂と同様の総柱構造で、掘立柱の土廂をもつ。

南北塀と廊状建物 北側の区画を、後殿・東北殿・西北殿がそれぞれ建つ三つの空間に分割する施設である。兵部省の場合は南北塀のみであるが、式部省では後殿左右が掘立柱の廊状建物となる。南北塀の位置は、各建物との間隔がほぼ等しくなるように設定されているため、兵部省と式部省では一致しない。

東北殿・西北殿 桁行3間、梁間2間の東西棟礎石建物である。兵部省は、桁行総長33尺（11尺×3）、梁間18尺（9尺×2）であるが、式部省はそれぞれ30尺（10尺×3）、16尺（8尺×2）と、柱間で1尺ずつ短い。東北殿西妻と東第一堂・東第二堂の西側柱列、西北殿東妻と西第一堂・西第二堂東側柱列は、兵部省では南北に揃うが、式部省では東北殿・西北殿の妻が各1尺外側にずれる。

小型建物 式部省では、後殿西側の南北塀の西に、小規模な掘立柱建物がおかれている。東側の対称位置には存在しないが、兵部省ではこうした建物は検出されていないので、両省の相違点のひとつとして挙げる事ができる。

築地と片廂廊 ともに築地本体はほとんど削平されているが、部分的に添柱列が遺存しており、基底幅を知ることができる。兵部省の築地は、すでに指摘されているように、幅5尺とみてよい。ところが式部省の築地については、従来兵部省と同じ5尺とされていたが、実際には添柱間隔が兵部省に比べて明らかに狭く、基底幅で4尺と復原される。基底幅の違いが高さを含めた築地全体の規模に結びつくとなれば、兵部省のそれは式部省よりも立派であったことになる。なお、築地の内側にはのちに片廂廊が付設されるが、廊の柱列と築地の心々間距離は、兵部省が11尺であるのに対し、式部省は13尺である（後者については従来12尺とされているが、13尺が正しい）。式部省の東西の第一堂・第二堂の梁間が、兵部省より2尺短いため、建物と築地の間隔では2尺広いことによるものとみられる。

掘立柱建物 両省ともに、築地区画の北側に付属の掘立柱建物が存在する。兵部

省では、桁行5間、梁間2間（柱間はいずれも9尺等間）の建物が2棟、式部省では桁行6間、梁間2間の建物が1棟（柱間は10尺等間を基本とするが、桁行についてはやや短いものを含む）である。前者のうち西側のもの（SB14105）は、兵部省の中軸線上に建物心をおき、東妻から40尺の間隔をあけてもう1棟（SB14100）を配置する。SB14100東妻と兵部省東面築地心の間隔は、『1990年度概報』で20尺とされるが、17.5尺であろう。後者は、建物心を式部省西北殿の心とほぼ一致させている。したがって、兵部省と式部省ではやや異なった状況を示すが、いずれも築地内の建物配置と密接な関係を有していたことは間違いない。

まとめ 以上のように、奈良時代後半の兵部省と式部省は、高い計画性の下に造営されていることが判明した。両省は、平城宮の官衙の中でも、左右対称の均整な配置をとる点が特徴的であり、地方官衙のひとつの規範になったものと考えられる。その意味でも、今回の正殿の確認を含む一連の調査によって、正確な構造が明らかになった意義は大きい。

構造上、兵部省と式部省は緊密な関係を有していたが、両者を比較すると、共通点とともにいくつかの相違点が認められる。とくに後殿とその左右の部分は大きく異なっており、東西の第一堂・第二堂も、床の有無という点で使用方法に差があったことは疑いない。両省の機能の差に関連するものであろう。また、兵部省の方が、式部省に比べて建物や築地の規模自体が大きいことは注目される。とくに兵部省正殿は、凝灰岩壇正積の基壇を有していたと推定され、梁間総長が式部省正殿を凌駕する点とあわせて、より格式の高いものであったことがうかがえる。ちなみに、『続日本紀』天平宝字五年（761）正月丁酉（11日）条によれば、小治田宮から還幸した淳仁は、武部（兵部）曹司を御在所としている。これは、平城宮の大改作が想定されているさなかのことであるが、その武部（兵部）曹司とは、調査で明らかになった兵部省のこととみてほぼ誤りない。とすれば、淳仁が御在所として兵部省を選んだ背景に、実務機能の繁閑とは別に、こうした要因がかかわっていた可能性は高いと言えよう。

このほか、両省を通じての建物配置における特徴としては、北側の3棟の南側柱

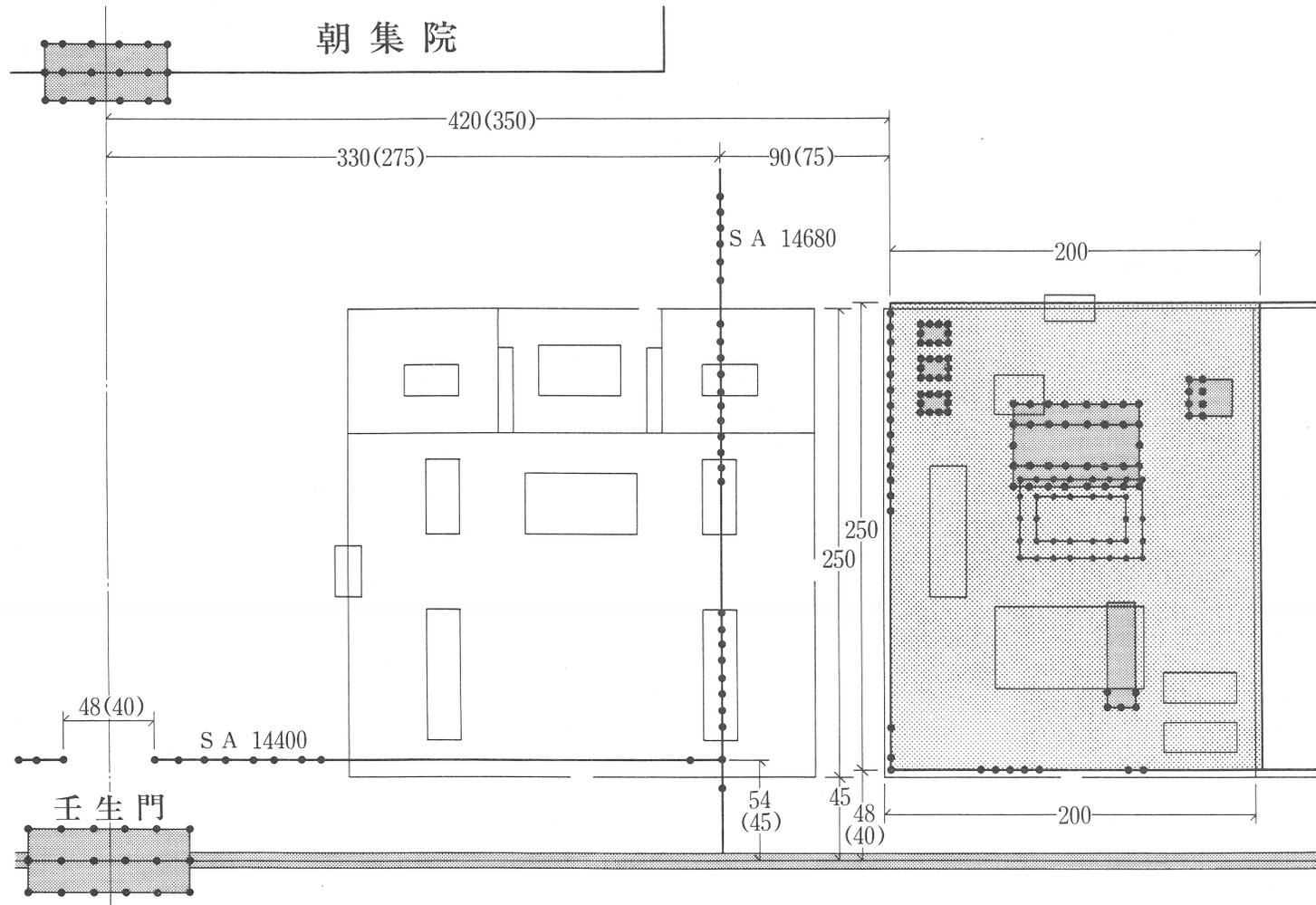


図10 奈良時代前半の式部省の復原(網目の区画) 数字は尺、()大尺

列や、正殿と第一堂の南端を東西に揃えているように、建物の棟通りではなく、中央寄りの建物端を位置の基準とした点が注意される。さらに兵部省では、東北殿の西端と西北殿の東端がそれぞれ東西の第一堂・第二堂と揃うが、両省ともに、正殿前面には130尺四方の空間が形成されることになる。一方、第一堂・第二堂の棟通り間の距離で比較すると、兵部省と式部省では梁間が異なるため、兵部省は150尺、式部省は148尺と一致しない。このことから、これらの建物の位置の基準は棟通りではなく、内側の柱列におかれていたことが明らかである。つまり、東西堀の南側に建つ正殿と東西第一堂・第二堂の配置は、中央に方130尺の正方形の広場をおくという計画に基づいて決定されている。なお、これらの建物については、桁行総長が60尺（正殿）・40尺（第一堂）・70尺（第二堂）というように、10尺単位の完数となるように設定されている事実も見逃せない。

7 奈良時代前半の式部省について

今回の調査により、奈良時代後半の式部省の下層に、別の官衙遺構は存在しないことが明確となった。壬生門の北側には、奈良時代前半に、掘立柱堀で囲まれた東西660尺（550大尺）の大規模な区画が造営されるが、その内部には儀式用の旗竿をのぞいて、恒常的な建物は設置されなかったと見られる。ところが、一方で奈良時代前半の式部省の存在を示す木簡や墨書土器は、後半の式部省とその東側の一帯から多数出土しており、周辺に当該期の式部省ないしその関連官衙が存在したことは疑いない。

これについては、昨年度の第222次調査と今年度の第236次調査で確認した、式部省東官衙の下層建物群が該当する可能性が高いと考えられる。詳細は本書所載の後者の報告にゆずるが、正殿にあてうる掘立柱建物など、中心部を含む西半部の状況が判明しつつある。この想定が正しいとすると、奈良時代を通じて式部省は、壬生門を入った東方に位置したことになる。今後、奈良時代後半の式部省の付属施設が別に存在するのか、という点の確認とあわせて、先行する式部省の構造の究明がまたれる。また、未解決の課題である奈良時代前半の兵部省の所在についても、明確になる日を期待したい。

（小沢 毅）

2 式部省東官衙の調査 第236次

1 はじめに

奈良時代後半の平城宮の壬生門と朝集殿院の間には、約74m（250尺）四方の敷地を持つ二つの官衙が並んでいた。西が兵部省、東が式部省である。1987年度以来、第二次朝堂院南方地区の調査を継続的に行い、この二つの官衙の様相をほぼ明らかにすることができた。そこで引き続きその東側の様相解明を目的として1991年度に第222次調査を行った結果、兵部省や式部省と同じく築地塀で囲まれた官衙が存在すること、そしてそこには兵部省・式部省の正殿を上回る規模の礎石建物のあることが判明した。またその下層にも掘立柱塀で囲まれた官衙が存在し、それが式部省関連のものであるらしいことが木簡の出土によって予想された。こうした新展開に応じて、未解明の諸問題を明らかにすべく第236次調査を実施することとなった。なお、この官衙は奈良時代後半の式部省の東に位置するところから、仮に式部省東官衙と呼称している。

2 遺 構

調査区の層序は、基本的に上から、平城宮跡整備に伴う盛土、旧耕作土、床土、黄褐色～灰褐色土、暗褐色～暗黄褐色粘質土（地山）の順である。上層遺構は黄褐色～灰褐色土の上面で、下層遺構はそれを除去した面、即ち地山面で検出した。主要遺構としては、上層には、官衙を区画する築地塀、官衙北門、その北門の北側を東西にはしる宮内道路、2棟の基壇建物などがある。下層に関しては、官衙を区画する掘立柱塀、官衙正殿およびその附属建物群、鍛冶工房に関わる土坑群、さらには古墳時代の溝・土坑等を検出した。

なお、今回の発掘区はその北から3分の1ほどのところを現在使用中の用水路が東西に流れているため、その部分、幅にして約5mは発掘が不可能であった。その結果、発掘区は南北に分断される形となった。以下の報文では、用水路北側の発掘区を北区、南側のそれを南区と呼ぶこととする。

A期（奈良時代以前）

この期の遺構は、奈良時代の遺物包含層および整地層を除去した面で検出したものである。

SD15411 北区の北端および東端で検出した古墳時代の溝である。奈良時代の主要遺構を損なわないよう、部分的に検出するにとどめた。幅8m, 検出面からの深さ2mほどで、黒灰色粘質土と灰色砂質土とが互層をなして堆積する。若干の木製品と布留式土器が出土している。第48次調査において東朝集殿下層で検出されたSD6030の延長部分である可能性がある。

SX15412 古墳時代の土坑で、布留式土器の大型壺が横位で置かれ、その脇では同じく布留式の甕・高坏と碧玉製管玉が検出された。遺物の出土状況から見て壺棺墓であろうと思われる。

B期（奈良時代前半）

この期の遺構は基本的に黄褐色～灰褐色土を除去した面で検出し、C期の遺構の下層に位置する。

SA14685 前期官衙の西面を区画する掘立柱塀。222次調査で検出したものの北側延長部分である。柱間寸法は約2.4m（8尺）等間。13間分を検出した。

SB15413 前期官衙の当初の正殿と考えられる東西棟掘立柱建物である。桁行68尺、梁間44尺という大型の建物で、南北両面に庇がつく。切妻造に復原できよう。柱間寸法は桁行方向では8尺と12尺とが交互に並び、梁間方向では身舎部分が10尺、庇が12尺となっている。桁行方向の柱割りはきわめて異例のものである。おそらく柱間12尺の部分が扉口、柱間8尺の部分が連子窓もしくは土壁となるのであろう。

SB15414 前期官衙の建て替え後の正殿と考えられる東西棟掘立柱建物である。桁行66尺、梁間42尺と、SB15413に比べてわずかに小さいが、四面庇となっている。入母屋造もしくは寄棟造に復原できる。柱間寸法は桁行方向では中央の間のみが12尺で、他は9尺。梁間方向では身舎部分が12尺、庇が10尺となっている。

SB15415 発掘区東端のほぼ中央で検出した掘立柱建物である。東西2列で計8個の柱穴を検出したが、さらに東に伸びている。柱間は南北方向に7尺等間、東西方向に8尺等間である。柱間寸法のわりに掘形が大きいことから、総柱建物と推定さ

れる。2間×3間の南北棟建物で、倉庫建築である可能性が高い。

SB15416・15417・15418 SB15413の西北に位置する3棟の東西棟掘立柱建物である。いずれも桁行3間、梁間2間で、柱間寸法は5尺等間である。南北方向に柱筋をそろえており、建物間の距離も側柱間で8尺ずつと等距離である。

SD15419・SD15420 掘立柱塀SA14685の東約7.4m（25尺）の位置を南北に流れる溝である。途中途切れるが、本来は一連のものであった可能性が高い。ただし、後述するように、現在の用水路下に下層官衙の北面掘立柱塀が通ると考えられることから、それに先行するか、同時期であるとすれば、そこを暗渠で通すかしたものであろう。なお、SB15416～SB15418の各柱穴に切られている。

SK15421～SK15431 北区で焼土土坑と仮称した土坑を計11個検出した。いずれも検出面からの深さ30cmほどの不整形土坑で、内部には焼土・炭・灰色粘質土が交互に堆積しており、各層には瓦片・土器片・鞆羽口・鉾滓等がかなり大量に含まれる。鍛冶・鑄造関係の遺構であることは間違いないが、炉そのものは検出されていないことから、金属加工に関わる廃物を捨て込んだ土坑と考えておく。

C期（奈良時代後半）

この期の遺構は基本的に黄褐色～灰褐色土上面で検出し、B期の遺構の上層に位置する。

SA14730 官衙の西面を区画する南北築地塀である。第222次調査で検出されたものの北側延長部分にあたる。添柱穴も掘り込み地業も確認できなかったが、東西両側の溝SD14731・SD11620がその雨落溝であると判断し、その中間に築地塀が存在したと推定する。第222次調査では掘り込み地業を確認し、基底部での幅1.5mとしている。

SD14731 SA14730の東雨落溝。幅約80cm、深さ約15cm。築地塀から落下したもののと思われる瓦が埋土上面に分布する。側石は残存していなかったが、一部その抜き取り穴が残る。

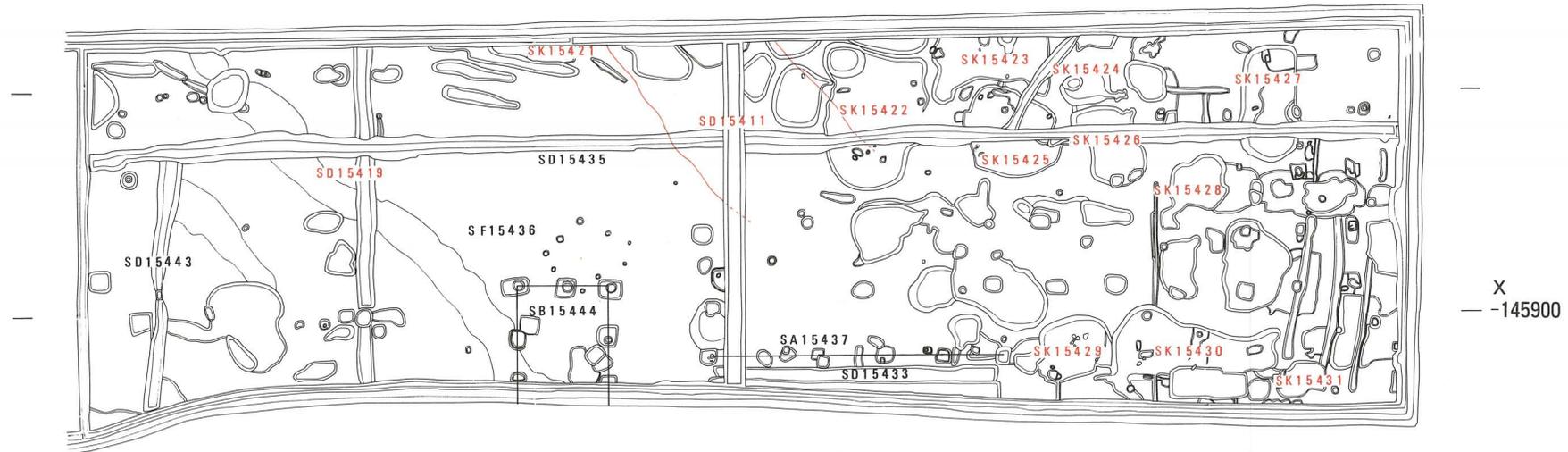
SD11620 SA14730西雨落溝と道路SF11960の東側溝とを兼ねる。幅約1.6mで、2回掘りなおしが行われている。第235次調査区で検出した道路西側溝SD11970とは心々

Y -18200

-18180

-18160

-18140



X
-14590



-14590

-14590

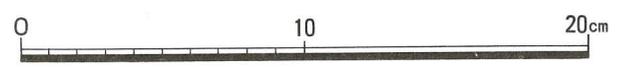


图11 第236次調査遺構図 1 : 300

間距離で約6m（20尺）離れている。用水路北側で検出したSD15443に接続するものと思われるが、こちらの溝は掘り込みも浅く、瓦も分布しておらず、また改修も認められないことから、ある時期に東西溝SD15435に接続させるために一時的に掘られたものであろうと考えられる。

SD15432 南区北端で検出した東西溝である。門SB15434の部分で南に張り出す。用水路下に想定される北面築地塀の南雨落溝であり、また、門の南雨落溝ともなっている。部分的に側石あるいは側石抜き取り穴が残っており、門の雨落部分では凝灰岩切石の底石が残存していた。

SD15433 門SB15434の北雨落溝である。北面築地塀の北雨落溝につながるものと思われる。側石・底石ともに失われている。1回掘りなおしが行われている。

SB15434 上層官衙の北門である。大部分が用水路下にあるが、南北両雨落溝の位置からその規模が復原できる。雨落溝心々間距離は東西11.8m（40尺）、南北8.3m（28尺）である。礎石据え付け掘形が3ヶ所でわずかに底部のみ残っていた。そこから、桁行3間、梁間2間の八脚門で、柱間寸法は桁行の中央の間のみが14尺、他は8尺に復原できる。兵部省正門（東門）、式部省正門（西門）よりも規模が大きい。

SD15435 用水路下に想定される北面築地塀の北14.8m（50尺）を東西に通る溝である。幅0.8～1.2m、深さ約40cmの素掘溝で、埋土には多くの礫を含んでいた。この溝とSD15433との間が宮内道路SF15436になる。

SA15437 SB15434の北側でちょうど門を塞ぐ位置にある東西5間の掘立柱塀。柱間寸法は9尺等間。一時的に門を閉塞した際の施設であろう。

SB15444 梁間2間、桁行3間以上の南北棟掘立柱建物である。柱間寸法は梁間7尺、桁行8尺である。地山面で検出した遺構で、出土遺物もなかったため時期決定が困難であるが、門の脇に一時的に仮設した施設と考えておく。

SB15438 門SB15434の西南で東西棟礎石建物の基壇を検出した。その規模は南北9.4m、東西11.6mで、裾部では部分的に凝灰岩地覆石が残る。その周囲には雨落溝SD15439・15440・15441がめぐる。基壇土は礫混じりの橙灰色粘質土で、厚さ15cmほどが残る。礎石据え付け掘形、礎石抜き取り穴いずれも失われている。

SB15442 礎石建物SB15438の西南で南北棟礎石建物の基壇を検出した。南は発掘区外へ伸びる。その規模は東西9.6m,南北13.4m以上で,裾部に部分的に残る凝灰岩地覆石は保存状態が比較的良好で,壇正積み基壇と復原可能である。その周囲には雨落溝SD15443がめぐる。基壇土は礫混じりの橙灰色粘質土で,厚さ12cmほどが残る。礎石据え付け掘形,礎石抜き取り穴いずれも失われている。

建物配置

上・下両層の官衙の建物配置について,第222次調査の知見をも含めて簡単にまとめておこう。

下層官衙 当初の正殿であるSB15413の東西方向の中心線と西面掘立柱塀SA14685との間隔は100尺にとることができる。正殿を敷地の中軸線上に置いたと考えると,その倍の200尺が東西幅となる。ところで,SA14685は北区では検出されておらず,用水路下で折れ曲がり北面の塀となることが確かである。したがって,南北間の距離は250尺前後と見込まれる。SB15413の南北方向の中心線と南面掘立柱塀SA14681との間隔は175尺にとることができる。北面の塀との距離にも完数性を持たせるとするならば75尺と見るのが妥当であり,計250尺となる。つまり,官衙全体の規模は南北250尺,東西200尺に復原される。

SB15413と同じく,建物心と掘立柱塀との距離が完数となるのがSB15415である。梁間2間と復原した場合,北面,東面の塀との距離が50尺,30尺となる。第222次調査で検出したSB14685の東側柱はSB15413のそれと揃う。桁行を7間と仮定すると,北側柱とSB15413の南側柱との距離は60尺となる。同じく第222次調査で検出した井戸SE14690は抜き取り穴のみが残っており,当初の正確な位置は不明であるが,南面,西面の塀からそれぞれ60尺,50尺の位置に掘られたものと思われる。建て替え後の正殿SB15414は前身正殿SB15413の建物心から南に40尺,東に3尺ずらした位置に建てられている。東に3尺ずれたことによって,西面塀からの距離は70尺となったが,官衙敷地の中軸線はずれることとなった。因みに両正殿の柱穴は全く重複していない。意識的に前身建物の柱穴を避けた可能性がある。南区北西隅に南北に並ぶSB15416～SB15418の3棟の建物は相互の位置関係は規格性を持つが,

他の建物、あるいは掘立柱塀との距離は完数をとらない。正殿以外の建物がどちらの正殿と組むかは判然としないが、建物心を塀からの完数でとるSB15415と東側柱が揃うSB14685とは前期正殿と一括して計画されたものである可能性が高い。

下層官衙の創建時期は明らかではないが、建て替え後の正殿については、その柱抜き取り穴の埋土に含まれる金属工房関連遺物や炭・焼土が参考になる。恭仁京からの遷都に際する大規模な造営工事に伴う鍛冶の廃物が、恭仁遷都の際に破却された建物の抜き取り穴に捨て込まれたものと考えられる。北区で検出した11個の焼土土坑も同様の性格を持つものであろう。したがって、下層官衙の存続時期は奈良時代の開始から恭仁遷都までと想定される。

上層官衙 今回、北門（正門）が発見されたが、その中心線は第222次調査で検出されたSB14740の中心線と揃う。正門と正殿が官衙敷地の中央に配置されたとすれば、東西幅は下層官衙と同じく200尺に復原できる。ただしこの場合、南門は西に3尺ずれることになる。南北幅に関しては、北面築地塀を直接検出してはいないが、北門心から南門心までの距離から、やはり下層官衙と同じく250尺と見てよい。

上述したように正殿SB14740は敷地の中軸線上に東西幅100尺の基壇をもつ（ここで言う基壇幅とは両雨落溝の心々間距離を指すこととする。以下同じ）。南北幅は48尺となろう。SB15442の基壇幅は南北70尺、東西35尺に復原できる。基壇南縁と南面築地心との距離が100尺、北縁と北面築地心との距離が80尺となる。SB15438の基壇幅は南北32尺、東西40尺に復原できる。基壇北縁と北面築地心との距離が30尺、西縁と西面築地心との距離が50尺となる。門SB15434は北面築地の中央に開いており、基壇幅は東西40尺、南北28尺である。

ところで、発掘成果に基づけば、正殿と門以外の建物は左右対称には配置されていないこととなる。元来存在した建物基壇がすでに削平されている可能性が全くないとは言えない。しかし、SB15438・SB15442の東側には拳大の礫が緊密に分布する面が発掘区東端近くまで広がっており、この礫面がほぼ原状を留めたものであるとするならば、その一帯が広場として利用されていたと見ることができる。

3棟の基壇建物はいずれも礎石据え付け穴、礎石抜き取り穴を残してはおらず、

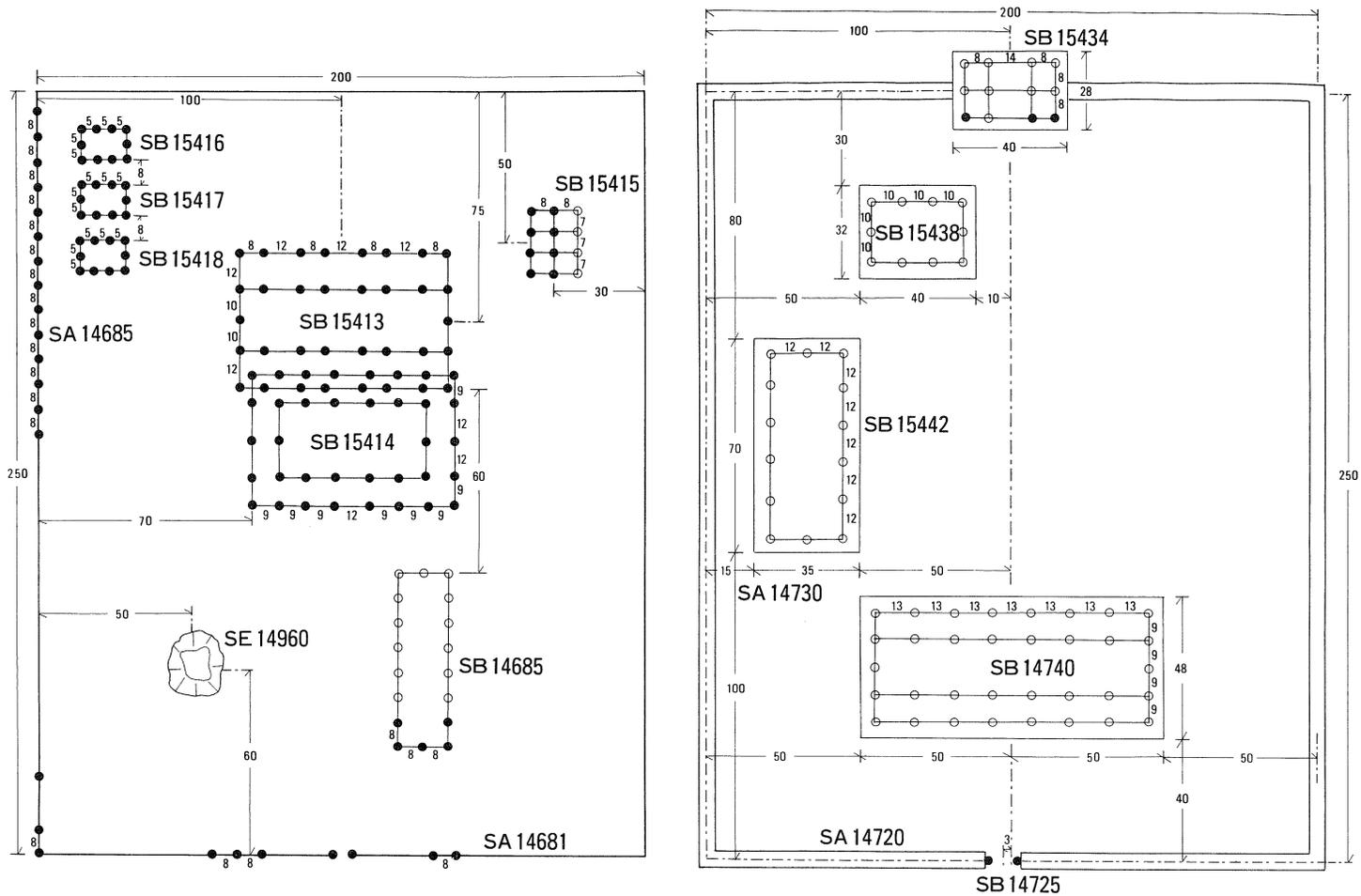


図12 上・下両層官衙の建物配置 (左:下層, 右:上層)

柱の配置は審かではない。ただし、基壇規模からおおよその建物規模を復原することは可能である。各基壇の上に存在した建物については、軒の出が5.5尺ないし6尺、螭羽の出を4.5尺ないし5尺として復原した。一試案として示す。(図12)。

3 遺物

土器 奈良時代の土器としては、調査区東北隅近くの焼土土坑SK15421～SK15431から平城Ⅱ期の土器が比較的大量に出土しているほか、発掘区の各所で各時期の土器が少量出土している。奈良時代以前のものとしては、南区北端にかかる自然流路跡から弥生時代中期の壺が1点得られている。布留式を中心とする古墳時代土器は比較的多く、SD15411埋土からほぼ完形品を含む多くの土器片が出土したのをはじめ、他のいくつかの遺構からも出土をみている。なかでも特筆すべきは、SX15412出土の大型複合口縁壺である(図13・14)。復原高79.8cm、口径44.2cm、胴部最大径79.6cmである。内外面ともに刷毛目調整痕が残る。この種の大型複合口縁壺は畿内の布留式併行期の遺跡で十数例の出土があるようである。土器棺としての利用が確実なものとしては大阪府亀井北遺跡2号方形周溝墓出土品(大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『亀井北(その2)』)が挙げられる。

瓦 軒丸瓦・軒平瓦は、藤原宮式、6311-6664, 6225-6663の3種類のセットが卓越する。

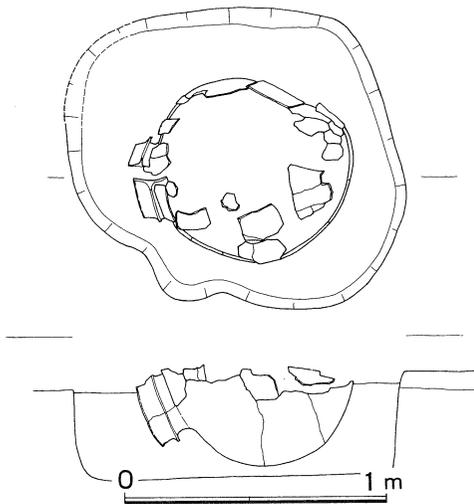


図13 SX15412平・断面図

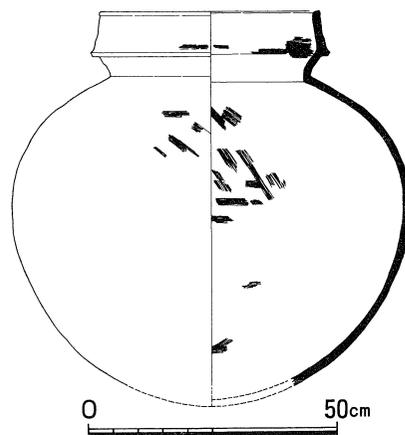


図14 SX15412出土大型壺

表4 第236次調査出土瓦集計表

軒 丸 瓦			軒 平 瓦			道 具 瓦		
型式	種	点数	型式	種	点数	種 類	点 数	
6 1 3 3	?	1	藤原宮式 その他・不明	6 6 4 1	A	—	—	
6 1 3 5	E	1			C	—	—	
6 2 2 5	A	6			E	文 字 瓦		
	C	3			F			
	?	3			D	点 数	—	
6 2 3 3	A	4			6 6 4 3			
	?	1			6 6 5 5			
6 2 7 3	B	1			6 6 6 3	博		
	?	1			A			
6 2 7 4	A	4			6 6 6 4	重 量	13.1kg	
6 2 7 5	A	7			D			
	I	2			F	点 数	24	
	?	2			?			
6 2 7 9	A	1			6 6 8 1			
6 2 8 2	?	2			C			
6 2 9 1	A	2			D			
	C	2			6 6 8 5	丸 瓦		
	E	2			A			
6 3 0 7	E	2			E			
6 3 0 8	B	1			D	重 量	867.1kg	
	?	3			?			
6 3 1 1	A	5		藤原宮式 型式不明	6	点 数	8,631	
	B	2				平 瓦		
	D	2						
	?	4				重 量	3,200.1kg	
6 3 1 3	I	1				点 数	34,010	
軒 丸 瓦 計			68	軒 平 瓦 計		51	点 数	34,010

それぞれが下層官衙前期正殿,下層官衙後期正殿,上層官衙基壇建物の3時期の差を反映している可能性がある。

金属製品・土製品 調査区東北隅近くの焼土土坑SK15421～SK15431から韃羽口・鉾滓等が大量に出土した。また,下層後期正殿SB15414柱抜き取り穴からも同類の遺物が少量ながら出土している。

石製品 SX15412の大型壺外部から1点の碧玉製管玉が出土した。墓の副葬品と考えられるものである。

木製品 古墳時代の溝SD15411埋土から加工棒・部材・杭等が若干出土しているが,いずれも破片で,腐食が進行している。

4 官衙名の比定

下層官衙 下層官衙については,第222次調査で同一敷地内の井戸SE14690抜き取り穴から出土した木簡の内容が官衙比定の有力な根拠になる。ここから出土した木簡の多くは官人の勤務評定に関わるいわゆる考課木簡であった。伴出した「式部省五口」の墨書土器とともに,ここが奈良時代前半の式部省であった可能性を強く示唆している。なお,木簡の年紀は天平元(729)年と三(731)年に限られ

ている。

また、第155次調査において、南面大垣内側の溝SD4100と二条大路北側溝とを結ぶ南北溝SD11640（暗渠ではなく、この部分の南面大垣に先行する遺構）から霊亀三（717）年から神亀五（728）年にかけての年紀を持つ考課木簡が出土している。やはり本官衙から捨てられたものと見るべきものであろう。

因みに、奈良時代後半の式部省は壬生門内側に東西対称に置かれた二つの官衙のうちの東側の官衙であることはほぼ確実であるが、その下層には建物は存在せず、基本的に空闲地であり、奈良時代前半の式部省を別の場所に求めざるをえない。このことも今回検出した下層官衙を式部省と見る理由の一つとなっている。

（中村慎一）

上層官衙 奈良時代前半の式部省本体の位置はほぼ確定しているから、上層遺構については別の官衙を考えざるを得ない。

平安宮の式部省の東には式町（式部厨）がある。式部省東官衙の上層遺構についても一応その可能性を考慮に入れておく必要はある。しかし、両官衙がそれぞれ築地塀で囲まれ、独立した敷地を持っていること、東官衙が式部省本体の方向とは異なる北側に正門を開くこと、さらに格式の高い壇正積み基壇建物で構成されることなどからみて、単なる式部省の付属機関とは考え難い。奈良時代後半、式部省と兵部省とが対等の官衙として壬生門内東西に位置を占めた結果、奈良時代前半の式部省の跡地に別の官衙が移転してきたと考えるべきであろう。

下層遺構と異なり、上層遺構については官衙比定の材料となるような遺物は官衙内からは出土していないので、周辺の遺物から上層官衙の性格について考察を加えてみることにしたい。

朝集殿院南方の宮東南部は、従来から式部省の所在地と考えられてきた地域である。その根拠とされたのは、第32次補足調査で南面大垣内側の溝SD4100から出土した奈良時代後半のものを主体とする13000点に及ぶ式部省関係の木簡群である。その後第155次調査でもSD11640からも奈良時代前半にかかる式部省関係の木簡が出土し、奈良時代を通じてこの地域に式部省があったことが確実視されるよ

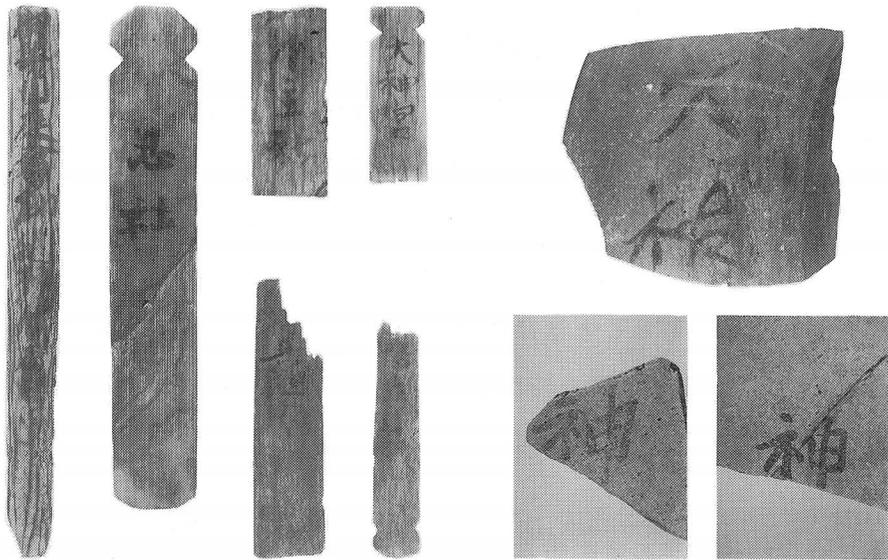


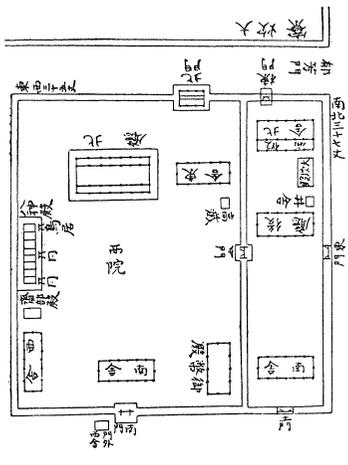
図15 SD4100出土 神祇官関係木簡・墨書土器

うになってきた。

ここで注目したいのは、SD4100出土の木簡に式部省関係からは解釈できない木簡が含まれていることである。まず、神社名を記した次のような木簡がある。「大神宮」（平城宮木簡第4679号）、「鴨社籠」（同4680号）、「忍社」（同4681号）、水主社（同4682号）、「□□合四貫五百廿五匁、□佐具社分」（同4649号）などがそれで、大神宮は伊勢神宮、鴨社は山背国の賀茂社ないし大倭国の葛城鴨社、水主社は山背国の久世郡の水主社、また□佐具社は伊佐具社と読んで、摂津国河辺郡の伊佐具社とみてよさそうである。

次に神郡である伊勢国度会郡の庸米の荷札がある（同4656号）。神祇令神戸条集解古記に、神戸の調・庸・田租の余りを神祇官に収めていたことが見えるから、宮内における度会郡の庸米の収納場所としては神祇官を考えることができる。これらは式部省との関係よりも神祇官との関係を色濃く示す木簡といえよう。

一方、SD4100からは、次のような墨書土器も出土している。「神」（『平城宮出土墨書土器集成』第795号）、「神」（同第796号）、「少祐」（同第792号）などがそれで、特に少祐は神祇官の第三等官であり、神祇官との関わりはさらに強い。



SD4100の遺物は、基本的には朝集殿院南方のいずれかの官衙の遺物と考えられるから、上の木簡や墨書土器は、朝集殿院南方に神祇官が所在した可能性を示唆するものといえよう。朝集殿院南方で官衙名が未確定なのは、式部省東官衙の上層遺構のみである。これらが式部省東官衙から捨てられた可能性は高い。

平安宮では神祇官は宮東南隅の雅楽寮

図16 平安宮の神祇官(『大内裏図考証』巻19坤)のすぐ北側に位置しており、今回の推定地と近い位置関係にある。平城宮の雅楽寮は宮南面西門の若犬養門付近にあったと考えられており、平安宮の宮東南隅という占地は平城宮の占地を踏襲するものではないようである。雅楽寮が宮東南隅を占めたために、神祇官がその北を占めるようになったと考えることができよう。遺構の面でも、上層遺構は平安宮の神祇官の建物配置(裏松固禪『大内裏図考証』参照)との類似が見られる。一つは中央に広場をもつ左右非対称の建物配置である。もう一つは、北が正門という特異な構造である。確かに厳密にみるならば、南北棟礎石建物を八神殿と見得るのかどうか、南が正殿風で完全に北向き配置をとる点をどう考えるかなど、細かな問題点はあるが、全体として上層遺構と平安宮の神祇官の建物配置との類似を認めることは可能であろう。

以上、周辺の遺物、占地、遺構配置などの面からみて、現時点では上層官衙は神祇官の可能性が最も高いといってよかろう。平安宮の神祇官は西院と東院に分かれている。今回調査した場所は、ここが神祇官であるとすれば西院に相当する。今回の調査区と東面大垣との間には未調査区域が残されており、神祇官であるとの推定の可否は、この地域が東院と認め得るかどうかにかかっているととっても過言ではなからう。

(渡辺 晃宏)

5 ま と め

今回の発掘調査で得られた知見を列挙し、報告のまとめとしよう。

- 1) 古墳時代に関しては、SD6030の南延長部と思われる溝SD15411を検出した。ただし、遺物の出土は必ずしも多くはなかった。それとともに、土器棺として使用されていた大型複合口縁壺の発見も大きな成果であった。遺物は全形の復原が可能であり、貴重な実例を加えることとなった。
- 2) 奈良時代前半に相当する下層官衙は正殿と考えられる大型建物の発見によって式部省本体であることがほぼ確実となった。その存続期間は奈良時代の開始から恭仁遷都までと推定される。
- 3) 奈良時代後半に相当する上層官衙については、新たに礎石建物2棟と正門とを検出した。第222次調査で検出した正殿、今回の正門いずれも兵部省、式部省のものを凌駕する規模を有している。これらの建物の基壇位置は築地心から5尺単位の完数尺で設定されていた。具体的な官衙名としては神祇官である可能性が最も強い。

平城宮内において奈良時代前・後半両時期の官衙が同一の敷地内で発見され、その具体的な変遷の状況が明らかにされたのはこの式部省東官衙が最初である。その意義は大きいと言えよう。

今回発掘調査を実施した官衙は上・下両層ともに北面、東面の区画施設が未検出である。発掘区を東西に横切る用水路は発掘区の東で折れ、南流する。その東側を発掘調査すれば区画施設の位置、したがって官衙の規模が確定する。また上層官衙が神祇官であるか否かについても新たな知見が得られるであろう。その地点の発掘調査が切に望まれる。

(中村 慎一)

3 第二次朝堂院東第五堂の調査 第238次

1 はじめに

第二次朝堂院地区に12朝堂があったことは、残存する基壇から早くに明らかにされ、これが奈良時代後半のものであると考えられてきた。ところが、これまでに第二次大極殿以下、東第一堂から第四堂までの朝堂を発掘調査した結果、現存基壇に建つ礎石建物を確認するとともに、その下層にある掘立柱建物の存在が明らかになっている。今回の調査は、東第五堂について、上層建物の規模と構造および下層建物の有無を明らかにすることを目的とする。第四堂までの南北棟に対し、東西棟の朝堂については今回が初めての調査である。

調査区は残存する基壇を中心とし、北側と東側をそれぞれ第188次（朝庭部）と第213次（東第四堂）の調査区と一部重ね、西側は朝堂院中軸近く、南側は第六堂との中間に設定した。

調査地は奈良山丘陵から南にのびる舌状の台地上に位置し、旧地形は調査区の北側と西側が高く、南側と東側へと下降する。したがって、西側では地山を削って平坦とし、東側には7世紀までの遺物包含層の上に整地を行なっている。整地層は旧地形の勾配にあわせて東に行くほど厚く、調査区東南隅部で0.7mである。

2 遺 構

発掘により、奈良時代前半の掘立柱建物である下層東第五堂SB15700と、これを建て替えた奈良時代後半の礎石建物である上層東第五堂SB15710を検出した。ここでは便宜上、上層東第五堂からはじめ、下層東第五堂そして奈良時代以前の遺構へと記述を進める（図17）。

（1）上層東第五堂SB15710

上層東第五堂は、本瓦葺きの礎石建物であり、版築による基壇の上に建つ。基壇は後世の開墾によって周囲から削られ、現状の規模は東西約30m×南北約15mである。本来は凝灰岩の切石により外装がなされ、地覆石の抜き取り跡が部分的に残る。これによって基壇縁が建物から7尺（2.1m）外に出ることがわかり、基壇

の規模は東西125尺（約37m）×南北60尺（約18m）に復原できる。ただし、地覆石の抜き取り跡は、後世の溝によって東辺と北辺では寸断され、西辺では痕跡程度、また南辺は削平されて遺存しない。また、階段は東西に各1箇所、北に3箇所が設けられている。南辺側にも北辺と同じく3箇所に階段があったと想定する。階段の出は基壇縁から5尺（1.5m）である。基壇の高さは現状で1m弱であるが、1.5m程度はあっただろう。

基壇上には、礎石据え付け掘形が28箇所残る。いずれも礎石は抜き取られているが、根石の残るものが多い。これによって、上層東第五堂が桁行9間×梁行4間の四面廂建物であることが判明した。柱間寸法は、桁行梁行とも身舎部分が13尺（3.9m）、廂部分が10尺（3.0m）である。したがって、建物の規模は東西111尺（33.0m）×南北46尺（13.7m）となる。また、礎石据え付け掘形の四方に位置する小柱穴がある。建設時の足場穴であろう。さらに基壇南側では、基壇縁から6尺ほどの位置で並ぶ小柱穴があり、これも軒先まわりの足場穴になろう。隅の部分では間隔が長い。

基壇の周囲は礫を敷いて舗装している。残り具合がよいのは東辺と北辺で、西辺と南辺はほとんど遺存しない。さらに礫の上には小砂利を敷いていたようである。基壇東側の礫敷を見ると、基壇縁から2.5mまでの部分には径3cm前後の小礫を使い、その外側に径8cm前後の大礫を用いている。大小の両礫敷の境を観察すると、小礫敷の上に大礫がわずかに乗っており、小礫を敷いたあとで大礫による舗装が行なわれたことがわかる。第四堂でも同じような使い分けが認められ、この間では基壇周囲の小礫敷にはさまれて、大礫による幅3.6mほどの礫敷が南北に通っていたことになる。基壇北側の礫敷では、こうした敷き分けは認められず、すべて小礫が敷かれている。また、基壇北側の礫敷の下で、東西方向に走る礫を詰めた暗渠を検出した。基壇縁から北に2.8mの位置にあり、基壇西端付近から始まり東端では南へ曲流する。その先は失われているが、おそらく東第一堂から第四堂までの基壇西側を南流する暗渠SD11749に合流するのだろう。なお、基壇北側には瓦溜が5箇所あり、軒瓦を含む瓦片が大量に投棄されていた。

(2) 下層東第五堂SB15700 (図18・19)

下層東第五堂は掘立柱建物で、断ち割りほかによって20個の柱穴を検出した。上層東第五堂の基壇北側には、上層の階段部分を断ち切る格好で、後世の溝が東西に通っている。この溝の南壁に、柳の木による未掘部分を含めて、下層第五堂の北廂柱穴が13個ならぶ。また調査区東端を断ち割った結果、身舎東妻の柱穴がならぶこと、一部東へ拡張した部分には続かないことを確認した。したがって、下層東第五堂は桁行12間×梁行4間の南北に廂をもつ両廂建物であることが判明した。柱間寸法は桁行梁行とも10尺(3.0m)である。したがって、建物の規模は東西120尺(35.6m)×南北40尺(11.9m)になる。身舎の柱穴は隅丸方形で一辺1.5m以上の大きさを持ち、廂の柱穴はひとまわり小さい隅丸の長方形で、長辺1.3m前後、短辺1.0m程度である。柱穴の深さについても、例えば東妻部分では廂の方が身舎より0.4m浅い。北廂については東西に長く掘り、南廂は2例ではあるが南北に長く掘るという傾向が見受けられる。

また第三堂に続いて、身舎をめぐる幅0.3mほどの細溝SD17701を確認した。身舎の柱心から1.4mほど外に位置する。足場穴についても、第三堂と同様に、柱穴の斜め四方に配置することを、身舎部分について一部確認した。

下層の造営にあたっては、まず整地土の上から柱穴を掘りこみ、柱を立てて埋め戻したあと、細溝を穿つ。第三堂の調査所見では、その後、溝を埋めて基壇土を0.2~0.3m積み上げ廂の柱穴を穿っている。したがって、身舎の柱穴については掘形と抜き取り跡の検出面が異なり、残存する下層基壇の上面では、身舎の抜き取り跡と廂柱の掘形がまず検出されることになる。しかしながら、第五堂においては、上層基壇中央の南北断ち割り部分では、身舎も廂の柱穴も整地面で検出し、下層の基

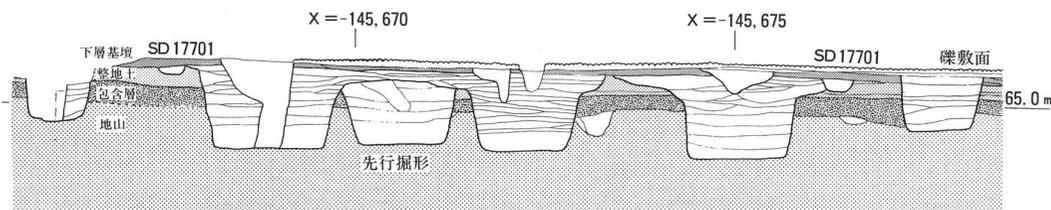


図18 下層第五堂SB15700の東妻断面図 1:100

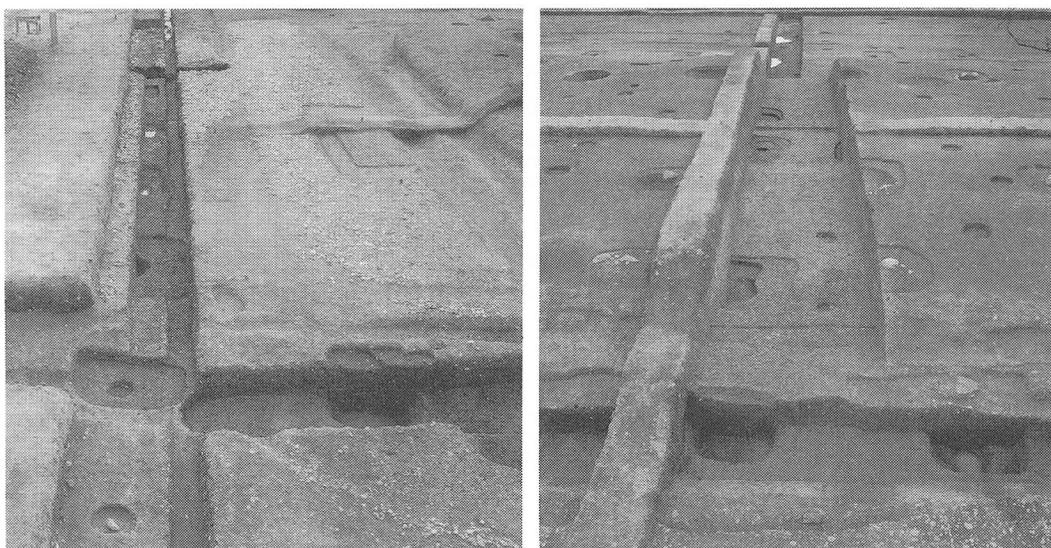


図19 下層東第五堂の柱穴検出状況 東妻部(左)と中央部(右) (いずれも北から)

壇土は認められなかった。わずかに東妻部分で、抜き取り面と掘形面の間に1層分(0.1m前後)の下層基壇と解釈できる土層を認めたに過ぎない。しかし、第二堂から第四堂までがいずれも数10cmの基壇土をもつことから、第五堂のみ下層基壇がほとんどなかったとは考えにくい。上層への建て替え時に、理由不明ながら下層基壇をわざわざ削り積み直したと理解しておきたい。

なお、東妻部分の南北方向の断ち割りの結果、下層の柱穴に先行する柱掘形を検出した(図18)。身舎妻柱と北入側柱の間におさまる位置である。東西方向にトレンチを入れた結果、東側にはないが、西側にさらに1個あることを確認した。ともに柱の抜き取り痕跡はない。ところで、隣接する東第四堂の下層の場合、一度掘った柱穴を南に拡張しており、施工段階での変更を想定している。掘形を拡張した第四堂と新たに掘り直した第五堂では方法が異なるものの、関連ある現象とみられる。ただし東第五堂の場合、東妻の身舎柱穴すべてに対応して先行する柱掘形がある訳ではない。これを、下層第五堂の位置を決めるために、まず妻柱を掘ったと考えたとしても、西側の柱穴の存在が理解できない。今のところ、すべてを整合的に説明できないが、第五堂の南北位置が第四堂北妻により規定される以上、第四堂に見られる柱位置の移動と関連するものと考えておく。

(3) 下層の土坑SX15705

調査区南東隅付近で、整地層を掘りこんだ不整形な土坑 S X 15705を検出した。礫混じり橙褐色の整地土の下、黄灰色粘質の整地土から掘りこまれ、東西幅約11m、深さ0.4mほどで調査区外南へと続く。土坑中には部分的に凝灰岩や凝灰岩粉が密に詰っている。この土坑の北側では、黄灰粘質土と混礫橙褐土の整地土の間に、1cm弱の凝灰岩粉層が面的に広がっている。また東側では混礫橙褐土中に凝灰岩の切石が投棄されている。こうした状況から、あたり一帯が凝灰岩を加工する場であったと想定され、この土坑が削り屑などを捨てるために掘られたものと考えられる。この凝灰岩を加工する作業の時期については、上層の基壇化粧にともなうとみるには、建て替えによる廃材などが土坑に混入しておらず考えにくいことから、下層段階に遡るものと考えておく。

(4) その他の掘立柱建物

基壇の周囲には、調査区西半を中心として小規模な掘立柱建物がある。いずれも柱穴から年代を決めるような遺物は出土していない。

SB15740 3間×2間の東西棟 柱間寸法 桁行 8尺 梁行 7尺

SB15741 3間×2間の東西棟 柱間寸法 桁行 6尺(中央間8尺) 梁行 5.5尺

SB15742 3間×2間の南北棟 柱間寸法 桁行7.5尺 梁行 6尺

SB15740～15742は、いずれも3間×2間の小規模なもので、ほぼ方位に合わせて建てられている。奈良時代の仮説建物であろう。

SB15690 2間×2間の総柱建物 柱間寸法 東西1.7m 南北2.0m

SB15691 2間×2間の総柱建物 柱間寸法 東西南北とも1.7m

2間×2間の総柱建物であるSB15690～15691は、それぞれ北に対し西と東にやや振れる。SB15690はSB15742に切られ、かつ東側の柱穴が奈良時代の整地土で覆われる。奈良時代以前のものであろう。

SB13314 2間×2間 柱間寸法 東西南北とも6尺

SB15750 3間×2間の東西棟か 柱間寸法 桁行 8尺 梁行 7尺

SB13314は、188次調査で南へ続く桁行3間以上の南北棟と考えていたが、2間×2間

でおさまる。平安時代初期の屋敷を構成する建物と考えられている。SB15750は北に対して柱筋は西に振れる。

(5) 古墳時代～7世紀の遺構（図20）

古墳時代の竪穴住居2棟、掘立柱建物1棟、円墳1基と方墳3基、および7世紀の土坑1基を検出した。

竪穴住居SB15651は一辺4.5m前後の方形で周囲に壁板の溝が穿たれている。南隅部から排水溝が南へ伸びる。断面V字形の溝で、中から古墳時代前期の土師器が見つかった。基壇下から見つかった竪穴住居SB15652も、一辺4.5mほどの方形であり、床面から古墳時代前期の土師器が出土している。この竪穴住居の埋土を切って掘立柱建物SB15670が建つ。柱間寸法は1.5～2.1mで、建物の振れは竪穴住居のそれに近い。おそらく古墳時代のものであろう。

古墳群は、北の第188次調査区から続くものである。方墳SX15660・15661・15662は一辺5～8mの小規模なもので、検出面で周溝幅は最大2.5m、深さは0.1～0.3mほどである。このうちSX15661を掘ったが、遺物は時期不明の土師器片1のみであった。また調査区南西隅の円墳SX15663は、復原径20mを越える。周溝幅は3m前後で底の幅が1.5mほど、深さは0.5mある。周溝底の堆積土はわずかであり、ほとんど人為的に埋め立てられ、古墳時代中期の埴輪、6～7世紀の須恵器・土師器、そして瓦片が混在して含まれる。瓦は平瓦の小片がほとんどであるが、白鳳時代のもと思われる。平城宮造営にあたり、周溝を埋め立てたと考えられる。最下層ま

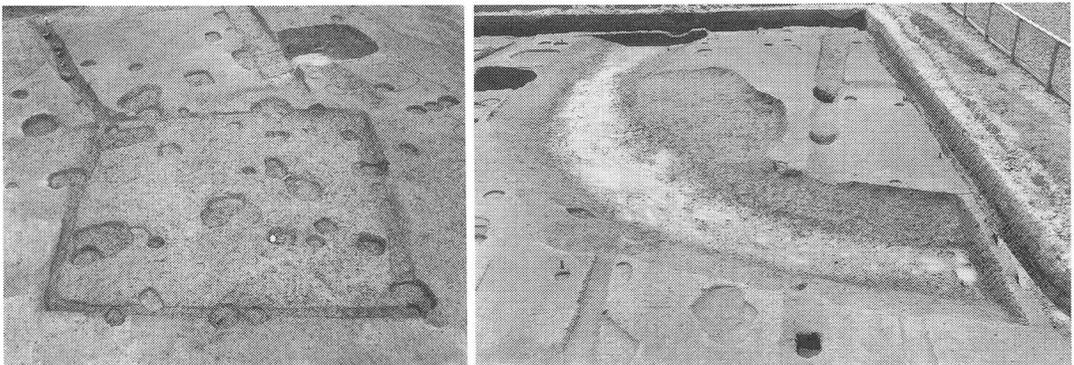


図20 竪穴住居SB15651（左）と円墳SX15663（右）（いずれも北から）

で同じような状態であり、古墳の年代は決めがたい。こうした状況を考えると、188次調査において、出土した白鳳時代の瓦から寺院址と考えたSX13335についても、方墳と考えることが適当であろう。やはり周溝を埋め立てる際に白鳳時代の瓦が入ったものとみられる。しかし、これらの瓦を使った白鳳寺院が、それほど遠くない地点に存在したことは十分に予想される。

なお、7世紀代の遺構として土坑SX15680がある。長径2.3m、短径1.8mの円形の平面をなし、深さは0.8mである。すり鉢状にすぼまり、土坑底中央にはさらに径0.4mで深さ0.2mの凹みがある。7世紀後半の須恵器・土師器が出土している。おそらく水を溜めて井戸として利用したものであろう。

3 遺物

出土した瓦類の数量は表5の通りである。軒瓦の大半が軒丸瓦6225C－軒平瓦6663Cの組み合わせで、第二次朝堂院の上層や第二次大極殿に共通して葺かれたものである。第四堂と同じく、6225Cのほとんどが瓦当部に丸瓦を接合して作られていること、また6663Cのほとんどが彫り直し以前のCaで、かつ顎の先端を削らない曲線顎1である。同じ軒瓦の組合せながら、第二次大極殿よりも朝堂院の方に、より製作年代の古いものが供給されていることを追認した。

土器類は奈良時代のものほとんどなく、7世紀以前の土師器・須恵器・埴輪がある。先の土坑SX15680の資料を一部紹介しておく（図21）。須恵器杯A（1）・平瓶（2）・長頸壺（3）・土師器甕（4）などが出土しており、7世紀後半のもの

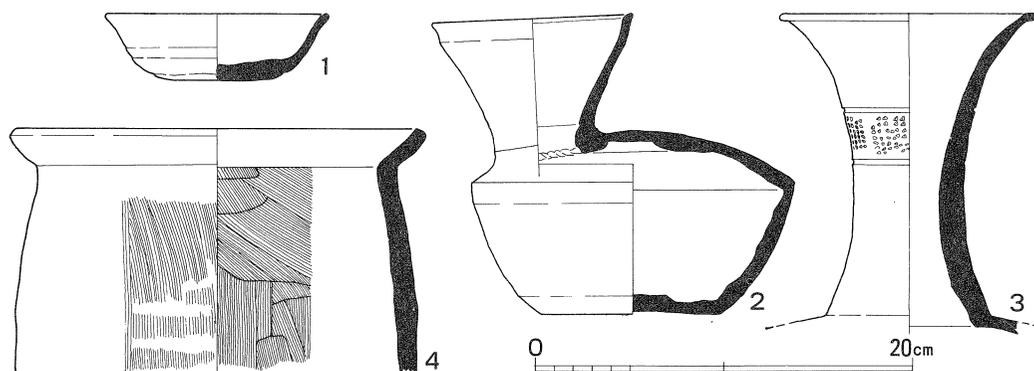


図21 土坑SX15680出土の土器 1:4

表5 第238次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒丸瓦			道具瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	種類	点数
6133	D	4	6663	C	70	鬼瓦 面戸瓦 隅木蓋瓦	1
	D	1		?	3		1
6225	A	2	6681	E	1		文 字 瓦
	B	1		6682	A	4	
	C	69	6691	D	1	刻印瓦	10
	L	2	6721	C	1		塙
	?	11	6801	A	2	重 量	
6284	E	2	型式不明		1	点 数	2
6291	A	1				丸 瓦	
6311	A	2				重 量	902.9kg
	B	3				点 数	7,690
	?	2				平 瓦	
型式不明		4				重 量	3,682.8kg
軒丸瓦計		104	軒平瓦計		83	点 数	34,350

である。土師器甕には煤が付着する。調査区全体にわたって、奈良時代の整地土下の包含層中からは、7世紀代の須恵器が出土しており、この時期の集落が近くにあったことをうかがわせる。

なお、古墳に関わる遺物として滑石製紡錘車とガラス小玉各1点がある。表土と基壇土からの出土である。

4 まとめ

今回の調査成果を簡単にまとめておこう。まず、上層東第五堂が第二堂・第三堂と同一規模であることが明らかとなった。東第四堂からは42尺（12.5m）の間隔をおき、北側柱筋を第四堂の北妻に合わせている。また下層東第五堂の存在を確認し、その規模が判明した。東第二堂から第四堂までの南北棟の下層朝堂が、朝庭部に面する西側にのみ廂をもつものに対して、東西棟である第五堂が両廂であることを新たに確認した。下層についても、身舎部分は第二堂・第三堂と同一規模である。下層の廂が増築であるかどうかを判断する新たな材料はえられていない。身舎の北側の柱筋を第四堂の北妻に合わせ、北廂部分はこれより北に出る。東西位置については、第四堂の身舎西側柱筋から30尺（8.9m）離して、第五堂東妻を設定する。第四堂の西廂からは20尺（5.9m）となり、軒の出を考慮すると、かなり近接した位置関係である。

以上のように、東第五堂が上層・下層とも基本的に第二堂・第三堂と同じであり、また未調査の第六堂についても同じ規模が想定できる。したがって、東西各六つの朝堂のうち第一堂と第四堂をのぞく四つの朝堂が同一規模ということになる。建て替え時期については、上層第五堂に葺かれた軒瓦6225C - 6663Cの年代観から、天平17年(745)の平城遷都後と考えられる。

今回の調査の最も大きな成果は、第一堂～第四堂と同じく下層建物の存在が明らかになった点である。第六堂についても当然のことながら下層建物が想定でき、第二次朝堂院には、当初から12堂がそなわっていたと考えられる。政務や儀式の場である12朝堂の構成は、藤原宮の朝堂院で確立したが、平城遷都にともない第二次朝堂院に受け継がれたのである。その後、建て替えを経ながら奈良時代を通して存続し、平安宮朝堂院へと継承される。平城宮で新たに登場する4堂からなる第一次朝堂院とは、どのような使い分けがあったのか、それが第二次大極殿の成立以後の奈良時代後半ではどうなるのか、今後検討すべき大きな課題である。

また、奈良時代以前の遺構についても、ある程度の様子を明らかにできた。古墳時代前期には集落が営まれ、その後おそらく中期には古墳群が形成されている。基壇中央の下から住居址が検出されたように、奈良時代の整地土下には、住居址や古墳がまだまだ広がりをもつことが予想される。この地域は奈良山丘陵から南へ伸びる台地上であり、生活空間として、また墳墓地として格好の場所であったに違いない。これまで佐紀盾列古墳群としては、宮北方にある大型・中型の古墳が注目されてきたが、市庭古墳や神明野古墳の南に多くの小規模古墳が確かめられたことは、古墳群の構成を考える上で重要な知見となるだろう。さらに7世紀代に入っても、確実な遺構としては土坑1基にとどまるが、包含層中に多くの土器が認められ、白鳳時代の瓦も出土するなど、この地域がひき続き生活の場として利用されていたようである。

(岸本直文)

4 東面大垣の調査 第234-11次

1 はじめに

本調査は、奈良市法華寺町内における奈良市の河川改修（ボックスカルバート埋設）に先立つ発掘調査である。1991年度に実施した第223-16次調査の北延長部分にあたり、平城宮東面大垣の推定位置付近を南北に伸びる道路敷を対象とするものである。総延長は計約100mに及び（県道谷田奈良線〈通称一条通り〉の南側約8m、北側約92m）、調査面積は計約120㎡である。以下、一条通りより北をⅠ区（現存南北河川の暗渠以北、25㎡）とⅡ区（暗渠より南、一条通りまでの間、85㎡）、一条通りより南をⅢ区（10㎡）とする。調査期間は、1992年12月1日から12月15日までである。

2 基本層序

Ⅰ区 現地表面は調査区内で東から西に向かって約50cmの標高差をもって緩やかに高まっている。東端では、表土、盛土の直下、現地表面から約80cmで地山の礫混じり橙灰白粘質土に達する。西端では、表土、盛土、大垣崩壊土及び大垣積土（合わせて約50cm）を経て、現地表面から約120cmで地山に達する。すなわち、西端の高まりは、東面大垣の高まりを踏襲するものであることが判明した。地山面の標高は、72.1～72.2mである。

Ⅱ区 北から13m付近までは、上から路盤盛土、耕土、床土、灰褐砂質土と続き、現地表面から60～70cmで橙褐粘土（ないし砂）の地山に至る。これ以南、道路屈曲部付近までは水田面が一段落ちるため路盤盛土が厚く、床土の下に約10cmの遺物包含層があり、現地表面から60～70cmで橙灰褐粘土（ないし砂）の地山となる。



図22 第234-11次調査位置図 1:5000

道路屈曲部分より南では、石垣工事などで掘削されているため路盤盛土と埋戻土直下、現地表面から約70～90cmで橙灰褐粘土（ないし砂）の地山となる。遺構は地山面で検出し、その標高は南に行くほど下がり71.4～71.9mである。

Ⅲ区 路盤盛土、埋戻土直下、現地表面から約60cm（北端では一条通りにかけて道路面が高くなるため約110cm）で橙灰粘土の地山に達する。遺構は地山面で検出し、その標高は71.3～71.5mである。

3 遺 構

I区 東面大垣SA01とその東雨落溝SD02を検出した。

西半部には、地山の上に比較的締まった橙茶褐色系の数層の土が西端で約50cm残存している。これはⅡ区で検出した東面大垣SA05の北延長上にあたり、大垣積土（西断面で10～40cm）及びその崩壊土（同じく20～50cm）と考えられる。大垣は地山を削り出して造成されており、掘り込み地業は見られない。全体を検出していないので幅は不明である。調査区の北には水上池に向かって南北方向の道路の高まりが残るが、これは東面大垣を踏襲するものと思われる。

調査区東半部にはいくつかの土坑状のくぼみがあるが、基本的には南北方向の溝、すなわち大垣の東雨落溝とみてよい（SD02）。

Ⅱ区 土坑SK03、東西溝SD04、東面大垣SA05、東雨落溝SD06、西雨落溝SD07、東西棟掘立柱建物SB08、掘立柱建物SB09などを検出した。

このうち東面大垣SA05はI区で検出したSA01の南延長部分にあたる。I区のSA01と同様に地山を削り出して造成されており、掘り込み地業は見られない。基底部で幅約3mあり、積土を約15cm残している。築地心の座標は $X = -145,179.0$ 、 $Y = -17,813.1$ である。築地本体の幅は不明であるが、北面大垣と同じ2.1m程度と考えられ、南面大垣の2.7mよりは規模が小さい。

東雨落溝SD06は、幅約70cm、現存深さは約25cmある。一方西雨落溝SD07は、幅約100cm、現存深さ約25cmある。

SB08はⅡ区南端で柱穴4基のみを検出したものである。北端のみ掘形がやや小さいが、南の3基は一辺120cmを越える大規模なもので、現存深さも50～80cmとや

や深い。柱間は北端のみ3.3m（11尺），他は3m（10尺）等間で，北庇付き（南庇は不明）東西棟建物の東端を検出したものと考えられる。

SB09は，南端で柱穴2基を検出したに止まるが，建物の北東隅と考えられる。掘形の直径は約100cm，柱間は2.4m（8尺）。

Ⅲ区 掘立塀SA10，瓦組暗渠SX11などを検出した。

SA10は，第223-16次調査区から続くもので，今回の2基の柱穴と合わせて計6基の柱穴が連続することが確認された。第223-16次調査では，このうち南の3つを建物の東妻と判断しているが，後述のSX11の存在からみて，南北塀を構成していた可能性が高い。柱間は約2.4m（8尺）となるが，かなり不揃いである。なお，Ⅱ

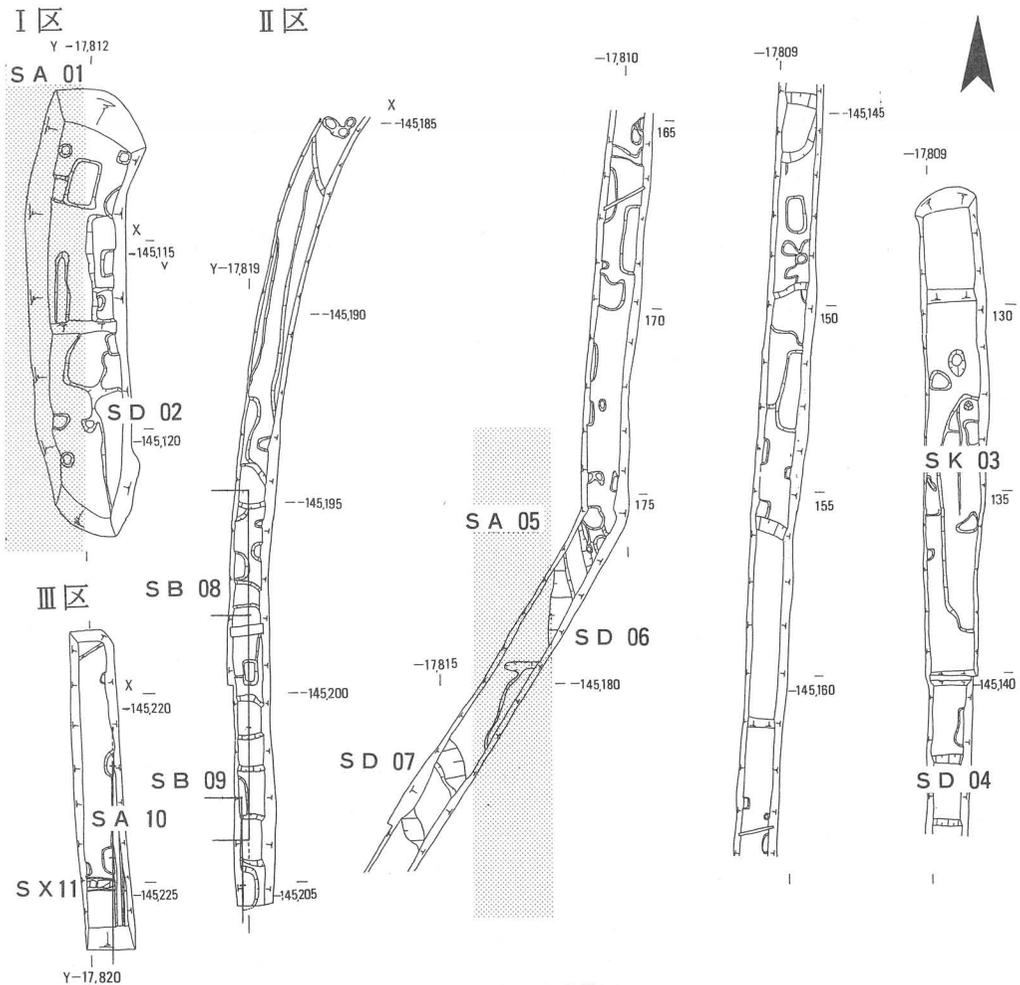


図23 第234-11次調査遺構図 1:200

区南端の柱穴もSA10の延長上にあるが、柱穴の規模が異なるので、別のものと考えておく。

瓦組暗渠SX11は、SA10下部を西から東へ通り抜ける排水用の暗渠で、丸瓦を内側を上に向けて並べたあと、平瓦を外側を上に向けて乗せて蓋としている。

4 遺物

遺物には瓦、埴、土器があり、軒瓦としては、Ⅱ区から軒丸瓦2点、軒平瓦1点が出土している。いずれも東面大垣に伴うものであろう。瓦はⅠ区、及びⅡ区中央部（道路の屈曲部より北側）に多い。土器はSB08の北から2番目の柱穴の抜取穴からまとまって出土したのが顕著な程度で、他はそれほど多くはない。なお、SK03からは、鉾滓少量が出土している。

5 まとめ

東面大垣の位置はこれまでの想定位置からやや西（約1m）にずれることが判明した。この近辺では、第191-12次調査で東半分のみを検出しているが、これとほぼ近い位置である（『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』）。また、大垣本体の規模も、第191-12次調査で推定したように、本体の幅は約2.1mと考えられ、この付近の東面大垣は北面大垣と同規模であったようである。

暗渠の検出により、Y=-17,819ライン付近の柱穴は南北塀を構成するものである可能性が高くなった。大垣の内側の区画塀であろう。その一方で、大垣のすぐそばまで大規模な建物が建てられる時期があることも判明した。この時期には大垣の内側にはすぐ役所の区画が広がっていたことになり、大垣が官衙の区画塀を兼っていたことになる。両者の前後関係は今回の調査成果のみでは不明とせざるを得ないが、いずれにしても平城宮東北官衙地区東端の利用のあり方を考える貴重な資料が得られたといえよう。（渡辺晃宏）

表6 第234-11次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			道具瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	種類	点数
6282	Fb	1点	6664	F	1点	面戸瓦	1点
6282	Ba	1点					
埴			丸瓦			平瓦	
重量	0.9kg		重量	38.8kg		重量	127.2kg
点数	3点		点数	345点		点数	1318点

得ないが、いずれにしても平城宮東北官衙地区東端の利用のあり方を考える貴重な資料が得られたといえよう。（渡辺晃宏）

5 西面大垣の調査 第234-12次

平城宮北部にある歓喜寺庫裡の改築に伴う事前調査。平城宮の西面大垣SA1600については、これまでに第15次、18次、59次、88-1次、223-10次調査などを行っており、特に今回の調査区の約20m北方で行った第88-1次調査で基底部分と西雨落溝を検出している。今回の調査区では、西側は中世の流路SD09によって破壊されているが¹⁾、比較的良好な状態で西面大垣の基底部分と東雨落溝などを検出した。

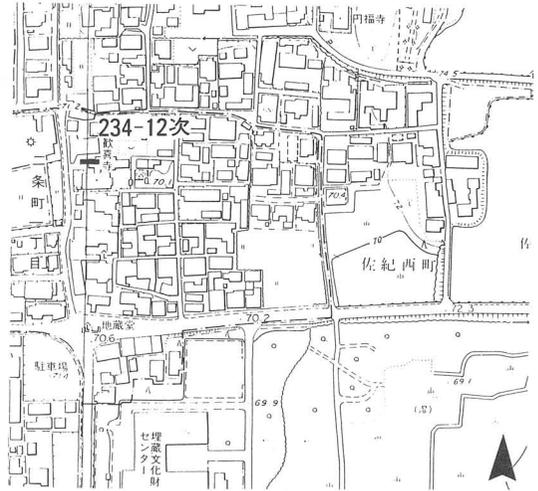


図24 第234-12次調査位置図 1:5000

西面大垣SA1600の基底部分、厚さ5~20cmほど、東西幅は約3.2m残る。かりに西面大垣の振れを約15'40"ほどとみて²⁾、第88-1次検出の基底部分をこの調査区内まで延長した場合、その範囲よりもさらに東に0.2mはみ出す。そこで両者を合わせた幅で大垣心を設定すると、第88-1次で検出した西雨落溝と今回検出した幅0.2~0.3m、深さ0.1mの東雨落溝SD03が、大垣から心々距離で2.9mに対称に存在することになる。これは南面大垣と同じであり、築地屋根が同規模であったことを示している。しかし基底部分の幅は南面大垣よりも広く、地業あるいは築地の構造が異なる可能性がある。この確認は今後の課題である。

また東雨落溝付近にある足場穴SS06・SS07は、雨落溝の外にあるSS06が屋根築造に関わり、雨落溝を切るSS07が修理時のものと思われる。また調査区東端では、大垣から心々距離で約4.5mの位置に南北溝SD04を検出した。幅約1.3m、深さ0.45mである。その埋土からは天平末年頃の軒丸瓦6307Bと少量の丸・平瓦、土器が出土した。東西溝SD05はSD03からの排水溝かもしれない。以上の足場穴と南北溝は、南面大垣でも類似の遺構を検出している。

大垣心より西側には、復原幅約4m、深さ1.3mの大きな流路SD01があって、その

上に約1.5mの厚さの整地土が積まれていたが、その最下層部から奈良初期の須恵器の鉄鉢が出土した。したがってこの近辺の大垣築造は、遷都直後までは遡らないであろう。大垣心より東へ0.6mの位置に、幅0.4m、深さ0.3mの南北溝SD02を検出した。水の流れた跡はなく、すぐにきれいな土で埋め戻している。あるいは大垣築造以前の区画計画のための溝かもしれないが、その性格は不明である。これも今後の課題であろう。

なお土坑SK08および石列SS10は、近世以降のものである。また遺構面の上層には、炭や灰が詰まった土坑や甕が多数あったが、これは近世以降、歓喜寺によって火葬骨が埋納されたものと思われる。

- 1) この流路SD09の中層部から小皿、下層部から壺を検出したが、共に中世後期のものであった。
- 2) 大和郡山市・右京一条北辺四坊六坪の調査、1984および第52次補調査で検出した西一坊大路の東側溝心の振れである。 (藤田 盟児)

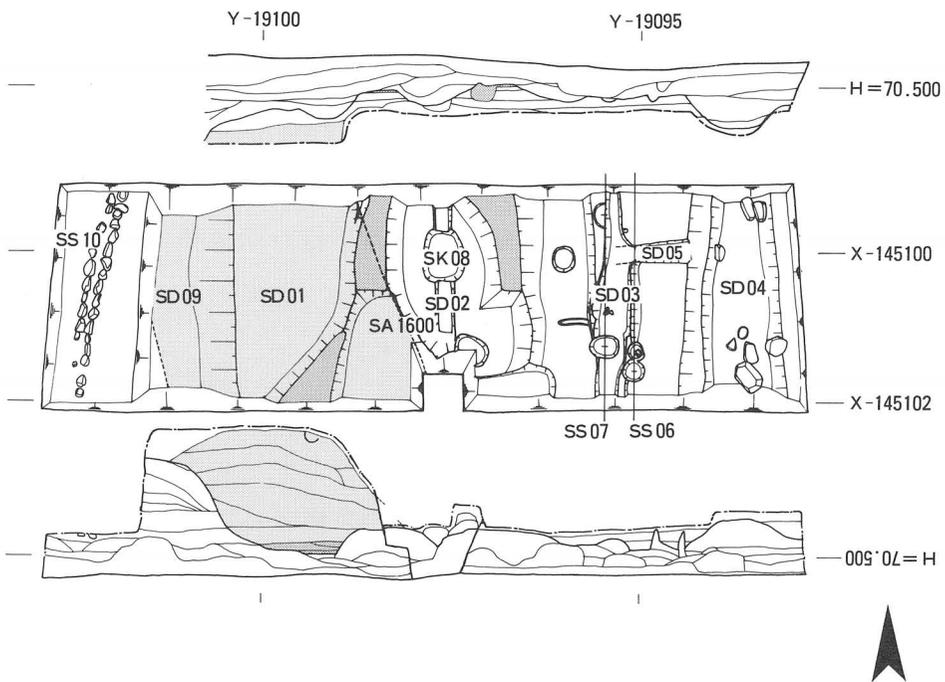


図25 第234-12次調査遺構図 1:100